

令和3年 多賀町議会6月第2回定例会再開会議録

令和3年6月8日（火） 午前9時25分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	富 永 勉 君
2番	清 水 登久子 君	8番	大 橋 富 造 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武 史 君
4番	木 下 茂 樹 君	10番	山 口 久 男 君
5番	松 居 亘 君	11番	川 岸 真 喜 君
6番	菅 森 照 雄 君	12番	竹 内 薫 君

◎欠席議員（0名）

な し

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	福祉保健課長	林 優 子 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
教 育 長	山 中 健 一 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会 計 管 理 者	奥 川 明 子 君	学校教育課長	吉 田 克 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	本 多 正 浩 君
総 務 課 長	石 田 年 幸 君	生涯学習課長	大 岡 まゆみ 君
税 務 住 民 課 長	岡 田 伊 久 人 君		

◎議会事務局

事 務 局 長 夏 原 伸 幸 書 記 村 田 朋 子

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問

(開会 午前 9時25分)

○議長(竹内薫君) ただ今から、令和3年6月第2回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしくお願いをいたします。

(開議 午前 9時25分)

○議長(竹内薫君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(竹内薫君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

一般質問に入ります前に、先日、山口議員の質問の中の答弁の宿題がありましたので、本多教育総務課長のほうより答弁をしたいということですので、答弁を許します。

本多教育総務課長。

○教育総務課長(本多正浩君) 昨日、山口議員の(仮称)久徳認定こども園建設事業についての財源見通しについて、私がお答えした中で誤りがございましたので、おわびするとともに、次のとおり訂正をさせていただきたく存じます。

昨日の答弁において、短時部、いわゆる幼稚園部分の財源については、対象経費について学校施設環境改善交付金があり、補助率は3分の1、残りの3分の2については学校教育施設等整備事業債を充当率75%で充て、交付税措置はございませんと答弁いたしましたことについて、3分の2の起債部分の充当率と交付税措置について誤りがございました。

正しくは、充当率については、まず考え方として通常分と財源対策分に分けるという制度になっておりまして、通常分として75%の充当率、財源対策債分として15%の充当率となり、合わせて90%の充当率となります。交付税措置につきましても、こちらから分けて措置がされるということになっておりまして、通常分については元利償還金の70%、財源対策債分については元利償還金の50%が基準財政需要額に算入されるということになりますので、訂正させていただきます。

また、長時部、いわゆる保育園部分について、対象経費の2分の1について、施設整備事業債を充当率100%で充当し、交付税措置として元利償還金の70%が基準財政需要額として算定されたいとお答えしましたことに対して、交付税措置は100%の算入ではないかご質問がありました。この件について調べましたところ、元利償還金についての算入については申し上げましたとおり70%の算入率でございましたので回答いたします。ただ、平成27年3月総務大臣の国会での発言の中で、残りの30%について、単位費用の中で措置されている、単位費用というのは簡単に言いますと交付税の

算定に用いる単価で全国の市町村が標準的な行政を行う場合に必要な一般財源の額を算出するのに用いる項目ごとに法律で定められている単価でございますが、この単位費用に包括的に含まれているので、その分を加えて100%の交付税措置という趣旨の発言をされていますので、申し添えます。一般的な交付税措置率としましては、明記されておりますのは、繰返しになりますけれども、元利償還金の70%措置ということになっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、訂正と回答とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、それぞれ30分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者とも、簡潔明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、昨日に引き続き、通告書の順番に発言を許します。

最初に、3番、近藤勇議員の質問を許します。

3番、近藤勇議員。

〔3番議員 近藤勇君 登壇〕

○3番（近藤勇君） 3番、近藤勇でございます。ただいま議長のお許しを頂きましたので、通告書に基づき質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。私のほうは3点の質問をさせていただこうと思っております。

1点目ですが、多賀町農業用機械等導入支援事業費補助金制度についてでございます。

中山間地域である本町の農業は、高齢化による離農が進む中、利益が出ない農業に若い世代が就かない等、様々な理由から農業後継者、農業の担い手不足が深刻な課題であります。このような情勢の中、本年度より農業従事者の確保のために本町独自の多賀町農業用機械等導入支援事業費補助金制度が新たに設けられました。この補助金制度は、農業者が購入する農業用機械の費用に対し、予算の範囲内で支援を行うもので、令和3年度予算では400万円が予算化され、町行政としてこのような支援策を講じていただくことに本当に心から感謝をしております。しかしながら、町内には補助要件である2.5ヘクタール以上の農地を耕作している方も多く、また農業用機械も大型化し、購入金額も1,000万円を超える額であることも事実です。当初予算の400万円、上限額の200万円の補助であれば、対象となるのは2件分となります。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

①、補助金の交付決定の選定はどのようなものか。

②、予算の確保、拡充はについて質問をさせていただきます。

答弁かた、よろしく願いをいたします。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 近藤議員の1番目、多賀町農業用機械等導入支援事業費補助金制度についての1点目、補助金の交付決定の選定はどのようなものかのご質問にお答えいたします。

本制度は、議員のご質問の中にもございますように、町内における農業従事者の確保を目的に今年度から施行いたしました。現在どれぐらいの要望があるのかを把握すべく、要望を募っておるところでございます。議員がお尋ねの補助金の交付決定の選定につきましては、耕作面積や受託率を基準とすることも検討いたしましたが、その場合、集落営農組織が圧倒的に優位となり、本補助金の趣旨でもある機械の更新を理由に離農される方や、農業に関心はあるものの初期投資が高額で就農を断念される方などを支援することが難しくなるなど、課題が残ります。一方で、機械更新時に離農を決断せざるを得ない方などを優先する方法も検討いたしましたが、その根拠を示してもらい順位を決めることは難しいという結論に至りました。

いずれにいたしましても、ほとんどの農業者の方が地域の農業を守るという使命感に基づき、厳しい現状の中で懸命に農業を継続していただいております。その優劣をつけることは非常に困難であると感じております。したがって、できる限りご要望にお応えできるよう予算を確保してまいりたいと考えておりますが、要望調査の結果、予算額を大きく上回る場合には、公平性を担保する観点から抽選も視野に入れて検討しております。また、今年度限りの補助事業ではありませんので、次年度以降での申請を促すなど、広く農業者の皆様にご活用いただけるよう努めてまいります。

2点目の予算の確保、拡充はについてですが、今ほど答弁いたしましたように、農業者の方のご要望にできる限りお応えしていく方針でございますので、議会の皆様方のご理解を頂き尽力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。ただいまは、この令和3年度からの新規事業の考え方ということで回答を頂きました。それと補助金の交付決定の選定はということで、現在照会をしておりますということで、先般、私も農家ですので、この要望書の調査の書類を頂きました。私がこれを質問させていただきましたのは、当初に頂いたこの補助金制度が始まりますというチラシに基づいて照会をさせていただいておりますが、今この調査を行っていますという回答を課長のほうから頂きましたが、本当にこの予算、当初予算で400万円という予算を組んでいただいたその根拠が私は聞きたかったということでございます。なぜかといいますと、多賀は農業、林業、商業、3大業態でございます。その中の農業を取り上げていただいた、本当に感謝をしております。その中でこのような質問をさせていただきたいのは、多賀町に農業法人がいくつあるのか、あるいは認定農家がどれだけあるのか、また2.5ヘクタール以上を越えておられて50%以上を借地として行っておられる大型農家、その認定農家でもない、法人でもないとい

う大型農家がどれほどあるのかということをお課長のほうで分かればご回答を頂きたい、かように思います。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 近藤議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、担い手農家の内訳といたしまして認定農業者、個別経営体ですけれども、22名おられます。うち、農事組合法人9組織も含まれております。そして、認定新規就農者1名、営農組織3組織、生産意欲農家ですけれども7名で、合計33名の農家がおられるということでございます。

400万円の根拠につきましては、農地の集積等が始まり、機械が大型化する中で、金額等も予算立てをするときにもいろいろと内部でも検討いたしましたけれども、最終的に機械の大型化に伴って200万円が妥当であるというのか、少ないか安いかはそれは個人ばらばらだと思いますけれども、一応この現在の農業用機械の導入費補助金につきましては、5年間で200万円ということに決まりました。

以上でございます。

○議長（竹内薫君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） 分かりました。今、課長のほうから認定農家が22戸あると、あるいは農事法人等々も含めて新規就農の方も含めて33名の方がおられる。その中で、私が言いたかったのは400万円で200万円を上限としたら2人の人しかないやないですかということが言いたかったんです。1つは、何でここでこだわって200万円の2人という話をするかといいますと、先般のこの6月号の広報の中に、多賀町における主な補助、助成制度ということで一覧表を上げていただいております。この中には上限がいくら、あるいは補助率がどれだけということで、大半のこの補助事業、あるいは助成事業が2分の1とか3分の1とか20%とか30%とかというような部門の中で補助をされる。この農業用機械だけは、例えば先ほど私が例で言いましたように、購入の金額が1,000万円を超えたあっても200万円、あるいは200万円の機械買うたかて200万円という補助のように読み取れたんですけれども、この金額ベースの補助というふうには読めたんです。例えば、1,000万円の機械を買うたら20%の200万円まで補助します、200万円の例えば乾燥機を買いましたいうたら200万円の20%ですから40万円のこの補助金を出しますということやったら、400万円でもっと多くの方に補助が出るのかなという考え方もできるんですけれども、200万円を上限として払いますと書いてあると、何か200万円もろたら2件の家で終わってしまうなど。そして、先ほど多くの方が申込みをされたら、また厳正な抽選を行いますとかというような話がありましたので、その辺の考え方を少しお教えいただければありがたいというふうに思います。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 本制度につきましては、5か年で200万円を使っても

らう制度でございます。農業用機械が、今シーズンは田植終わりましたけども、機械もですのでいつ傷むかそういった事例も、いつ傷むか故障するか分からないようなもので、年間春から秋にかけての収穫までに農業用機械、トラクター、田植機等いろいろありますけども、その中で200万円という金額は5年間で200万円ということで、1年にすると例えば40万円という計算になってしまいますけども、5年間で200万円を使ってもらおうという制度でございます。そしてあと、今、要望調査を取っておりますけども、やはり調整できるところは調整していきたいとかいうふうには思っております。いろいろとその要望の中身を見てみて、例えばお互い助けられるところは譲り合う気持ちで、次年度も続きますので、そういったことも含めまして考えておるところでございます。

○議長（竹内薫君） 副町長。

○副町長（小菅俊二君） 補足で回答させていただきますけれども、農業用機械の補助につきましては、もう今から30年ほど前ですか、もっとになるかな、営農組織を全町的に立ち上げるときに、それぞれの集落に対して農業用機械の補助をさせていただいております。それ以降、農業用機械に対しての補助は法人格の営農とか大規模農家につきましては国の補助等も入れながら個別の補助をさせていただきましたけれども、こうした大規模的な農業用機械の補助につきましては、近年この制度を取ってなかったということで、恐らく今、近藤議員もおっしゃる内容で町内の各農家にとっては農業用機械に対しての相当な負担が強いられているということで、このまま放置しておけば離農という話にもなり田畑が荒れていくというようなそういう行程も考えられますので、思い切った補助金制度を考えたわけでございます。基本的には1農家1営農組織、5年間で200万円、200ポイントということで考えております。この5年間にコンバイン、トラクター、100万円ずつ使いますわということになれば、初年度100万円で2年後には100万円とか、この5年間に200万円を使っただけというような内容となっております。

しかしながら、今、各農家に調査をしておりますけれども、聞いておりますと、いち早くこの補助金制度を使いたいというような声が聞こえるようになってまいりました。それだけ機械に対しての逼迫度というんですか、そういう危機感を持っておられるのかなということを思っております。今取りまとめておりますので、これがまとまり次第に補助金の対象者を絞り込んでいきたいというふうに思っておりますので、この400万円というのは当初予算で設定をしておりますけれども、その内容によりましてはまた議員の皆さんにお願いをさせていただきまして、増額の補正もさせていただかなければならないかなというふうに思っております。内容によりまして柔軟な対応をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ひとつ議員の皆さんのご理解もよろしくお願いを申し上げます。

○議長（竹内薫君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。今、説明を受けて大体分かったんですけども、もう少しだけ教えてほしいのがあります。この対象機械の中に、原則として法定耐用年数がおおむね5年以上、または残耐用年数がおおむね3年以上の機械等が対象であるということで、この下の補助金額等の表を見ますと、機械等の購入で補助率は定額、限度額は5か年で200万円というふうに書いておりますけれども、補助対象とした全ての機械等の導入が本補助金の交付決定を受けた年度内に完了することが必要であると。例えば、今年度に今これからここへ申請をして、私はもうこの2.5ヘクタールありませんから大型農家でないですけども、大型農家の方が例えば今コンバインを買います、あるいは乾燥機を買いますということで、200万円を超えた額の申請をされたとして、5年で200万円ですから、その機械が5年以上の耐用年数の機械やったら、今買わんことには200万円の補助が受けられないということですね。今年は40万円ではないですね。200万円の補助を受けられます。5年間の耐用年数がありますいうたら、今年に200万円の補助が受けられるという解釈でいいんですね。分かりました。こうして取り組んでいただいている、あるいは今、副町長から話がありましたように、多くの方の申込みがあつて、これこそ抽選でもらえない、もうけんか腰で取り合いせんならんということになった場合にも、やはり議員の皆さんにお願いしてということは補正の予算か何かの形になるのかなというふうに思いますけれども、農家が本当に先ほどおっしゃったように、田んぼをもう放してしもうてぺんぺん草をはやすということのないように、その田畑のほうのためにもこういう補助制度を考えたんやということですので、農家の保護のため、農地の保護のためにいい方策となるように、よろしくお願いをしたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願いたします。もうこれ以上言うても、今ここで予算が増えるわけでもありませんので、次の2点目の質問をさせていただきます。

多賀町農業者大型特殊免許等取得補助金制度についてという2点目でございます。

質問の趣旨については先ほど来申しておりますように、この農業機械の購入支援の補助というのと同じところではありますが、町の農業を守り後世に引き継いでいくことを目的として、多賀町農業者大型特殊免許等取得補助金制度も本年度より新たに創設をしていただきました。現在、従事されている農業者の方が負担の軽減を、また若い世代、新規就農者が農業に従事しやすい環境づくりとして、農業用機械の大型化を少なからずの方が考えておられます。しかしながら、大型の農業用機械で公道を走るには大型特殊免許等が必要不可欠で、この補助金は免許を取得することに対し必要な経費の一部を支援する制度ということで設けていただきました。当初予算では7万5,000円が予算化されていますが、上限2万5,000円、補助対象は3人分です。多賀町の農業を守り後世に引き継いでいくことを目的とした支援制度であるならば、予算枠を拡大し、より多くの方が支援を受けられるようにすることが必要であると考えます。

そこで、次の点についてお伺いします。

①、予算の確保、あるいは充実についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 近藤議員の2番目の多賀町農業者大型特殊免許等取得補助金制度についての1点目、予算の確保、拡充はのご質問にお答えいたします。

本制度も今年度から施行し、4月から申請を受け付けておりますが、既に当初予算を大きく上回る件数の要望があり、引き続き農業者の安全を確保することが必要であることから、本議会において増額補正をお願いしたいと考えております。農業用機械等導入支援事業費補助金制度と同様、農業従事者の確保には必要な施策と判断しており、できる限り予算の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） 分かりました。ありがとうございます。何か補正を提出するというところでございますが、私が聞きたかったのは、こうして当初に計画を出していただく1点目の農業用機械もしかりです。今の大型特殊免許もしかりです。これを出していただくときに予算、あるいは計画を出すときに、こうこうこういう予定があるやろうからこれだけの予算規模にしなければならないのではないかと。そこで例えば、50人も100人も出しといて余ったらえらいことやなというのは十分分かります。そやけども、先ほどもお話がありましたように、大手の法人、あるいは認定農家、新規就農者等々含めても33名もおられる。あるいは農事法人やったらそこに何人もの方が加入しておられる。それやったら、例えば頭から10人、あるいは20人分ぐらいの必要はあるの違うやろうかなという、私は第三者的にものをしゃべってると思われるか分かりませんが、そういうような計画の中でこういう予算の確保をいたしましたということが聞きたかったんです。先ほど、4月から受付したらもう3人枠は超えてしまいました、そやさかいまた順次補正をお願いせんらんことになると思いますという話でしたけれども、そんな話を私は今聞かせていただいたのと違って、当初計画をするときに、こういう根拠やからこういうふうにしましたということを聞かせていただきかったということです。そやけど、ただし補正予算の中で何とかしていこうということです、農業に対して離農者を1人でも少なく、あるいは大型機械の導入に伴うオペレーターも確保できるという制度でありますので、その辺を含めて農業に対する前向きな姿勢をお示ししていただいておりますので、両制度とも我々農家としてはありがたい制度というふうに思っております。副町長も以前もお話しさせてもらったんですけども、我々飯米農家はこの恩恵は大特の免許だけかなというふうには思っておりますけれども、その辺も含めて農業者に対して一生懸命取り組んでいただければありがたいなというふうに思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、もう時間もあれですので、3点目の質問をさせていただきます。

多賀町中央公民館多賀結いの森の利用についてお伺いをさせていただきます。

多賀町中央公民館多賀結いの森は、皆さんもご承知とおり、本町の木材を使い、木の香りが薫る人に優しい本町の魅力の1つと言えるすばらしい施設でございます。

今後、多賀結いの森を多くの方が訪れ利用していただくことで、更に多くの方に喜んでいただき、充実した施設になるものと期待されているところでもございます。

しかしながら、地域の方からご意見を頂いております商売を営んでおられた方でございますが、多賀結いの森で商品を販売したいというて申出をしたら断られたということでもございました。何であかんのえという話がございました。理由の如何について十分な説明もなくということ言葉きつくなっておりますけれども、少し怒っておられたような感じでもございました。教育施設のために、商品の販売、あるいは営利目的だからと利用を認めないのではなく、多賀結いの森は人が集い楽しんでいただく、喜んでいただける施設であってほしいと思い、次の点についてお伺いをいたします。

店舗と書いておりますけども商売、あるいは事業者等の使用を緩和する考え方はございませんか。

2番目、設置および管理に関する条例、管理運営規則等の見直しの考えはございませんかということで、2点についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（竹内薫君） 大岡生涯学習課長。

〔生涯学習課長 大岡まゆみ君 登壇〕

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） 近藤議員の多賀町中央公民館多賀結いの森の利用について、1点目の店舗、事業者等の使用を緩和する考えはですが、近年、県内でも多くの市町で公民館のコミュニティセンター化が推進されており、生涯学習活動に加え、まちづくり活動や社会教育法で制限されている営利目的の利用など、制限の緩和が進んでいる現状があります。

現在、多賀町中央公民館は、社会教育法に基づいて管理運営する公民館として位置付けられております。同法第20条には、「公民館は地域住民のために実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康増進、情緒の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に設置された教育施設であると規定されております。また、同法第23条においては、公民館はもっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ、その他、営利事業を援助することを禁止しております。多賀町中央公民館は社会教育法に位置づけられた施設であり、営利を目的とした店舗、事業者等の使用を緩和することは難しいと判断いたします。

2つ目の設置および管理に関する条例、管理運営規則等の見直し等の考えはについてですが、現在、生涯学習課では社会教育委員会で時代の流れとともに多様化する住民ニーズに対応した本町の生涯学習推進の基本的な考えと方向性を示す第2次生涯学習推

進基本計画を策定すべく取り組んでおります。今後、この会議の中で別途施設の在り方について委員の皆さんとともに検討していきたいと考えますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。多賀町中央公民館多賀結いの森の設置および管理に関する条例の中の第1条にも、社会教育法の第2条の目的を達するためということで、ここに社会教育法という言葉が出ております。その中で、多賀町中央公民館多賀結いの森はそのような営利を目的したことは採用できないということも理解しております。今、私、2点目に申しましたこの設置規則等々、あるいは当初のこの社会教育法に基づくこの施設というその施設の認定の変更ができるのかできないのか、そこは私は分かりません。また研究をしてほしいんですけども、例えばそれができれば、先ほど課長がおっしゃられたように、各地の公民館等々でコミュニティ化されて、そこで事業もしておられるというお話でございました。1点、私も先般もテレビを見ておりましたら、県庁前にキッチンカーが5台も6台も並んでお昼の弁当を売ってた。あそこは県庁の県の所有地やと思うんですが、あの石畳の噴水のあるところですけど、あそこに何台も並んでおりました。あるいは甲賀市でも同じような状態でやってるということを知っておりますし、お昼だけ売ってる部分であれば県の敷地であってもええのかな、あの辺にはたくさんの食堂もありますけれども、何も言わずにキッチンカーの運営を許可しておられるのかなというふうにも思いましたので、中央公民館の前で、例えば中でのものを売るとするのは先般の光秀やったかな、あのときに中の厨房を使って食事の提供をしておられた、500円やったか700円でお弁当をやって売っておられた。そこを2、3歩入ると、奥では野菜を売っておられた、地元の野菜かな。もう少し行ったらコーヒーを売っておられた。私、コーヒーを買う金しかなかったさかいコーヒーだけ飲みましたけれども、中央公民館の中でやっておられたのは、あれはイベントの中の一環ですか。私から言わすと、弁当売ってはった、野菜売ってはった、コーヒー売ってあったら、中で金もうけしてはったん違うかなと、商売をしておられたん違うかなという気がしましたので、その辺どういう解釈やったのか、一遍だけお願いをいたします。

○議長（竹内薫君） 大岡生涯学習課長。

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） 再質問にお答えさせていただきます。

以前行われた明智光秀に関するイベントでございますが、本来、公民館ではもっぱら営利を目的とした利用というのはお断りさせていただいております。今回の事業につきましては、多賀町で特別に開催をいたしました事業になっておりますので、その中の一角で販売されているというところに関しては、公民館としても許可をさせていただいたところでございます。

○議長（竹内薫君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） 分かりました。特別な事業やったらオーケーということですね、今の話では。光秀のときに特別な事業やったから、中で商売してはったのはオーケーやと。あの人は営利企業ですね。金もうけされたんですね。例えば、今言うたように、弁当を売っておられた、野菜を売っておられた、コーヒーを売っておられた全ての方、ただで奉仕されたんじゃないし、公民館に寄附されたんでないし、たとえ100円の金、あるいは1000円の金でも利益を出されたということですね。

○議長（竹内薫君） 教育長。

○教育長（山中健一君） 近藤議員の再質問にお答えします。

先ほど課長が述べておりますように、もっぱら営利行為を目的とした、これはもう明らかに社会教育法において禁止されていると思います。ただし、いわゆる国の見解としても、公民館が、あるいは町も含めてそういうものが主体になって行うこと、それはどういうことかという、今日、公民館というのは先ほどの目的を申し上げましたが、議員もよくご存じだと思います。あくまで社会教育施設であるわけなんです、いわゆる今日、人間関係の希薄化とか、あるいは兄弟の愛着が薄れているとかそういう状況の中で、公民館というものがそういう状況も少なくとも少しでも良くしていこうという活動を、先ほどの目的に沿って進めているということなんです。そういう意味で、例えばこの多賀町の地域のいわゆる特産物とか、いろんな歴史的な文化的なものもございまして。そういうものに関連して、あるいは健康増進とかそういうことにも関連して生活に関連するようなことであれば、公民館、町が主体となってやることに対しては、これは禁止されているということではないというふうに理解しておりますので、そういう一環として行ったということでございます。だから、もっぱら営利行為だけをやるためにやるということではできませんし、それからそういう事業、業者に対して支援、援助することもこれはできません。そういうことを可能にするためには、先ほど申し上げましたように社会教育委員会、そういうものの中で検討を、公民館の在り方、この社会教育委員会というのは公民館の運営そのものも検討していく会議でございますので、そういう中で今進めておりますので、いろんな議員のご意見も伺いながら今後進めていきたいというふうに思っています。もし、そういう中で新しいコミュニティセンター化するような状況になれば、これは当然、設管条例を変更するという事になってまいりますので、そういう点、よくご理解を頂きたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。私も分かりながら質問させてもらうのは心苦しいんですけども、いかんせん中央公民館多賀結いの森のところに、あそこは私、近くに田んぼがありますので、あそこの駐車場の状況、あるいは中央公民館へ日頃お集まりの方の状況等々見ておりますと、例えば小さいお子さんを連れてお母さん、お父さんが中央公民館の駐車場のところで遊んでおられる。また、何年か先には、今、計画が

進んでおります都市公園等々ができてくる。そういう中で、あそこに例えば建物の中に一角、例えば私のところ、ここは弁当屋です、あるいはここはうどん屋ですというような確保というのは難しいやろうと思うんですけれども、例えばフリマのように表でテントを建てて、多賀のサービスエリアでもよくフリマをやっておられます。ああいうような状況で、例えば中央公民館の建物の外のところに畳2枚ほどの小さい簡易なテントを建てても、そこで例えばコーヒー売ろうかとか、野菜売ろうかとか、カップ麺かうどんか分からんけどもインスタントやったら売れるでとか、そういうような部分もできひんのかな、あるいはお菓子の1つも売ろうか、ケーキの1つも売ろうかというようなことができひんのかなと思いつつながら、私、あそこの悪いですけど駐車場を通してもらて、私の田んぼ、排水通ったたらすぐ田んぼですので、そこの田んぼの尻を見に行くんですけども、もうそれも近いうちには都市公園になりますのであれですけども、そうすると逆に今度は都市公園に遊具等ができて、また子どもさんやら来られたら、それはジュース等々の自販機も1つはありますけれども、もっともっとあそこで遊んでいただけるような場所も必要かなと。あるいは小さいお子さんを連れて来られると、今度はお父さん、お母さん方もお弁当を持ってこられるかもわかりません。そうすると、お弁当を持ってきはったら茶の1杯もあるとええのかな、コーヒーの1杯もあつたらええのかなというふうに思うんですけれども、そのようなことを見据えて、今、教育長からお話がありましたように、社会教育委員会で次の第2次の計画に備えて検討していくんやということですので、私、今お願いをしておりますけれども、そのような形の部分を入れていただいた検討で、多賀の皆さんが喜んでいただける、その例えばもう1点は、場所の提供も無償であの駐車場のところ、あるいは芝生の引いた一角を使わせてくれと違って、例えばこの一角を使ったら1区画は例えば500円か1,000円か1万円か分からんけど取りませという部分でもいいと思うんですけれども、そういうような状態をしていただいて、地場産を栄えさせていただきたい。例えば、地場の採れた野菜を売るとか、そばを売るとか、コーヒーはちょっと地場とは言えませのであれですけども、そのような部分を考えていただいて、多賀町の町民、あるいは他所から来られるかもわかりませけれども、中央公民館、あるいは今後できる都市公園を十分に活用していただいて皆さんが喜んでいただけるような場所になればありがたいなというふうに思いますので、ここに2点目に申しました設置および管理に関する条例、あるいは管理運営規則等を見直していただける方向でお願いをしたい、検討をしていただきたいというふうに思いますので、以上、お願いばかりでございますけれども、私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（竹内薫君） 山中教育長。

○教育長（山中健一君） 今のご願いということでございますけども、あくまで教育委員会としては、いわゆる社会教育法に基づいた公民館ですので、その目的に沿った事業をより充実することによって多くの人が集まってきて、本当にすばらしい中央公民館

だなどいうふうに進めていくために、今、教育委員会で進めているところでございます。それは教育委員会としての姿勢でございますので、いわゆる人づくり、まちづくり、その一環として教育委員会も果たしておるわけでございます。もう一つ、今お話があったように、都市公園の計画があるということについても、今の社会教育委員会の皆さんにお話しております。そういうことを頭に入れながら進めていきますので、これはやはり多くの皆さんの、場合によっては最終的には諮問をするということになるかと思しますので、これは今どういうふうになるか分かりません。そういう緒に就いたというところでございますので、そこはひとつご理解いただきたいというように思います。

○議長（竹内薫君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） 今、教育長からお話を頂きました。私らものすごい期待をしております。どうか町民みんなが喜ぶような方向に進んでいけるように、もうこれで終わります。結構です。ありがとうございました。

○議長（竹内薫君） それでは暫時休憩します。

議場の時計で10時35分まで休憩したいと思いますので、よろしく願いいたします。

（午前10時18分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番、川岸真喜議員の質問を許します。

11番、川岸真喜議員。

〔11番議員 川岸真喜君 登壇〕

○11番（川岸真喜君） 議長の許可を頂きましたので、通告書に従いまして、私はこれからの高齢者福祉はと題しまして、町内約2,600名の高齢者の皆様の福祉についてお話しさせていただきまして質問をしたいと思います。

これから3年間の計画であります第8期多賀町高齢者福祉計画および介護保険事業計画が策定され公表されました。その中で示されている数値を2、3紹介しまして質問に入らせていただきます。

まず高齢化率ですけれども、令和元年の33.4%をピークに減少をしております。この要因としては、65歳以上の高齢者の方、介護保険制度では第1号被保険者と呼ばれておりますけれども、令和2年度から減少傾向にあるんですが、総人口の減少が更に緩やかな減少傾向であるために高齢化率が下がっているというふうに言われています。その要因として、介護保険制度を支えるいわゆる現役世代40歳から64歳までの人口、介護保険制度では第2号被保険者に当たる皆さんは、団塊ジュニア世代を含め増加傾向にあることが要因となっております。その中で、介護サービスの利用につながりやすいとされております85歳以上の人口については、令和2年度の511人から増加傾向に

あるということが注目すべきことだと思います。

次に、要支援・要介護認定率についてですけれども、この認定率というのは高齢者の皆さんの中に占める認定者の割合ですけれども、につきましては、過去6年間、平成27年度の16.4%をピークにこちらも減少傾向にあります。第7期、過去3年の評価の中でも、介護予防の取組が高く評価されていることにもつながっていると考えられます。公的な取組や地域での地道で寄り添った取組に対しまして敬意を表したいと思っております。

それでは、以上の数値を踏まえ、次の5点について質問をさせていただきます。

まず1つ目、第7期、これまでの3年間の評価についてであります。13施設のうち最も評価の低い施設が介護保険サービスの基盤整備でありました。この高齢者福祉計画を持参しましたけれども、この12ページに施策ごとの評価というのがありまして、一番評価が高いのは高齢者の居場所づくり、10というポイントが付いておりまして、一番低いのが今申し上げました介護保険サービスの基盤整備がポイントが5となっております。この評価が低い理由は何か、具体的にどのような基盤が必要であったのかということをお伺いします。

続きまして2つ目、この高齢者福祉計画はアンケートに基づいた計画となっております。そのアンケートから見えた課題の1つが外出、高齢者の皆さんの外出の問題が挙げられています。外出、外へ出ることを控える理由として、足腰の痛みを以て、外での楽しみがない、交通手段がない、というふうに続いていきます。移動支援を求める意見も多いというふうにはあります。外出することにつきましては、介護予防につながる重要な要素であるというふうには考えられています。この第8期、これから3年間の重要施策においても、生活支援の中で今後3年間において高齢者の移動支援、買物や通院、そういった移動支援に取り組むというふうにあります。既存のシステムで満足であるならば、外出を控える理由に交通手段がないからという回答はないはずであろうと思われまふ。介護予防の効果の高い外出を支援して、介護サービスに頼らない、いつまでも元気で地域で暮らしていただきたいという高齢者福祉の視点から、地域の協力を仰いででも本当に支援が必要な方への聞き取り調査を本格化すべきではないかというふうにお伺いします。また、公共交通の取組の説明を受けた中で、担当課間の連携の中で進めるといった説明がありました。現状と今後について伺います。

次に3つ目の質問をします。重点施策の1つである医療についてお伺いします。在宅での看取りを地域住民へ啓発する活動というのがありまして、これがこれまでの3年、第7期までに整備が済んだというふうには説明があります。今後この取組は計画されていないようにも取れます。在宅での看取りがマスコミでも取上げられる時期がありました。しかし、現実には在宅での看取りを可能にするには家族の介護する負担や介護する能力的な問題、家庭での療養環境など様々な課題が挙げられます。広域で取り組んだとありますけれども、現状の報告をお願いしたいと思います。今後、町が重点施策としてこの

問題にどの程度まで取り組めるのかについても説明をお願いしたいと思います。

次に4つ目の質問に移らせていただきます。認知症についてであります。新規認定者、これは要介護の認定を受けた人の原因疾患、その原因となった病気についてですけれども、令和元年においては認知症による新規認定が前年度と比べ7件から19件へ2.7倍の速度で増えています。またアンケートでは、家族など介護者が最も不安に感じている介護は何かという質問に対して、認知症への対応と回答する方が最も多い結果となっています。またアンケートでは、多賀小学校区と大滝小学校区に分けて、機能低下するリスクの高い人数を出してあります。全町的な多賀町全体の傾向としては認知機能低下や鬱傾向が多く、校区別の小学校区別の特徴としては多賀小学校区におきまして運動機能低下や転倒リスク、閉じ籠り傾向が高くなっております。昨年から今年にかけて地域での自発的な共助の取組、支え合いの取組も控えられているところが多いことから、単身世帯の高齢者がコロナ禍で孤立しがちであることが予想されています。昨年12月定例会では、松居議員の質問に対し、通いの場を充実すると答弁がありました。これから3年間の第8期の計画の中では、認知症総合支援の取組として市民後見人の養成以外に新たな取り組みは見られないように読み取れます。認知症支援の取組を地域での自発的な共助、つまり支え合いに頼るしかないのか、第8期、これから3年間での町としての取組について伺います。

最後に5つ目の質問をさせていただきます。介護保険料について質問します。65歳以上の第1号被保険者の方に負担していただく保険料基準額は、準備基金の取崩しによって第7期と同額6,100円と据え置かれました。保険料基準額は県内で何番目の額となっているのか。また、この準備基金の取崩しは3年ごとの保険料の算定の際に負担軽減の目的に限られているのか。また、取崩額を決める基準は何なのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 川岸議員からのご質問、これからの高齢者福祉はについてお答えいたします。

まず1点目のご質問、第7期計画の評価についてですが、ご質問にありましたように、最も評価の低い施策が介護保険サービスの基盤整備でありました。第7期計画では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年度に向けて、居宅サービスでは在宅医療のニーズの高まりが想定される中で24時間対応可能な訪問看護の算入について検討することになっておりましたが、第7期の訪問看護の利用実績は計画値に達せず、サービス需要が思いのほか低迷していたことや、近隣市町に24時間対応可能な訪問看護の事業所があり、当町においてもサービスが利用できていることで算入の検討まで至らなかったこと。そして施設サービスでは、介護現場の人材不足が介護業界の大きな課題であり、また施設給付が増大する中で慎重な審議が必要であることから、具体的な検

討にまで至らなかったという経過がございます。よって、13施策の中で最も低い評価となりました。

2点目のご質問、アンケートから見えた課題についてお答えいたします。

第8期計画の策定の基礎資料とするため、65歳以上の高齢者対象にアンケートを実施した結果、外出を控えている理由について約半数の方が足腰の痛みと答え、次に交通手段がないとの回答が16%となっていました。公共交通の取組の中で、現在、企画課より、民生委員・児童委員協議会および福祉会の代表者会議において、地域での公共交通や移動手段にお困りの方に実態を把握するための情報提供の協力を依頼しているところがございます。協力いただいている方につきましては、職員が訪問にて聞き取りを進めていく予定となっています。今後、企画課のほうで公共交通の取組における高齢者の聞き取り内容から課題やニーズを明らかにし、社会福祉協議会などと情報を共有し、既存の愛のりタクシーの活用方法をはじめ、移動手段についての検討を進めていければと考えております。

3点目、重要施策の医療についてのご質問にお答えいたします。

ご質問には、「在宅での看取りを地域住民へ啓発する活動が第7期までに整備が済んだとある。今後、取組は計画されてないようにも取れる」とありましたが、計画書の中では、在宅での看取りを地域住民へ啓発する活動の取組は第7期までに既に広域で取組を始めたという内容で表記をしているところですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

広域での取組については、彦根市、愛知郡、犬上郡の1市4町で彦根医療福祉推進センターくすのきセンターを拠点として、在宅医療・介護連携推進事業を展開しています。主な内容としては、ホームページ在宅医療福祉情報の森で在宅医療介護に関する情報の発信や、在宅医療を担う医師や看護師、また介護関係者および行政とで在宅医療を推進していくための課題の検討や研修会の開催、また地域住民への在宅看取りについての普及啓発などに取り組んでおります。

第8期計画では、施策の展開として基本目標の1として、地域包括ケアシステムの体制整備の在宅医療・介護連携推進事業実施の中で在宅看取りを希望する高齢者が希望どおり自宅で最期を迎えられるよう、介護サービス事業所連絡会チームたがのテーマとして重点的に取り組んでいくこと、また在宅看取りの実現に向けて住民啓発が重要であることから、今後も出前講座等を実施していくことを明記しております。

川岸議員のご指摘のとおり、在宅での看取りを可能にするには、ご家族の介護負担や能力的な問題、家庭での療育環境など様々な課題がございます。チームたがでは、在宅看取りをかなえられた成功事例について事例の振り返りを行い、ケアマネジャーをはじめとする訪問看護や訪問介護、在宅医療を担う医師の立場や病院の相談員なども交え、在宅看取りを推進するために何が必要か、今後どのような取組が必要になってくるかなどについて検討の場を持ってまいりました。在宅看取りを推進する中で、まずは在宅医

療や介護サービスの確保、2点目に介護者の心身の負担が増大し介護倒れにならないよう適切な時期に必要なサービスをマネジメントできるケアマネジャーの人材育成、さらに3点目として住民啓発が必要だと考えております。

当町としましては、最期を自宅で迎えたいと希望する方が家族もご本人も満足のいく最期が迎えられるよう、今後もこれらの課題について継続して取り組んでまいりますので、議員の皆様にもご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

4点目のご質問、第8期での町としての認知症支援についての取組についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、当町における介護申請の新規認定者における認知症の増加、また介護者が最も不安に感じていることは認知症の対応であること、またコロナ禍において地域の独り暮らしの高齢者が孤立しがちであるという課題がございます。

第8期計画では、基本目標3、安心と尊厳のある暮らしの保持の中で、認知症高齢者等の地域生活支援として、主に認知症の早期発見、早期対応に向けて認知症高齢者等の支援体制の整備、そして認知症に関する住民への普及啓発、さらに地域で見守る仕組みの構築についての項目を挙げております。認知症の支援につきましては、早期発見、早期対応がまず重要で、そのための住民啓発やさらに認知症の方やその家族を支える介護サービスや地域の理解が必要であります。これらの支援施策につきましては1期3年間の取組ですぐに成果が出るような簡単な問題ではなく、地道にこつこつと取り組んでいく必要があります。認知症支援施策については重要施策と認識しておりますので、今後も引き続き取り組んでまいります。

最後のご質問、介護保険料についてお答えいたします。

まず、当町の第8期の介護保険料の基準額は第7期と同額、月額6,100円に据置きとなりました。当町の保険料につきましては、県内19市町の中で高いほうから12番目となっております。参考までに県下の平均保険料額月額は6,127円でございます。なお、今回の保険料を設定するに当たっては、保険料収納必要月額としては6,122円となりましたが、介護保険運営協議会において委員の皆様にご審議いただき、介護保険給付費準備基金205万円を取崩し、基準額月額6,100円と決定させていただきました。

ご質問にありました準備基金の取崩しにつきましては、3年ごとの保険料の算定の際の負担軽減の目的に限られるものではなく、また取崩し額を決める基準についても特に定められているものではございません。介護給付費が見込みを上回る等の場合は、前年度以前に積み立てられた準備基金から必要額を取り崩すこともございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 川岸議員。

○11番（川岸真喜君） それでは再質問をさせていただきます。

この高齢者福祉計画というのは、よく使われるP D C Aサイクル、計画、実施、評価、改善というサイクルを活用して様々な評価が行われております。まず1つ目の介護保険サービスの基盤ということですが、大変詳しく説明していただきました。ここの議会でいろんな事業の説明を聞いてる中で、敏満寺にファミリーステーション多賀が整備されたこともありまして基盤整備は進んだのかなというふうに思っておりましたので、低い評価であったのが意外でしたので質問させていただきました。

いろんな数字が上がってくるんですけど、私も厚生労働省の介護労働の現状という調査資料を読みまして、介護労働の現場の状況について数字をいくつかここで紹介させていただきたいんですけど、まず離職率なんですけど、一般の民間企業の平均が常勤で11%の離職率です。それに対しまして、介護職員の離職率というのは19%となっております、約2倍の数字となっております。この離職する人の65%が勤続3年未満という数字が出ています。離職する理由につきましては、人手不足による過重労働が一番多く、その次が休みが取れないという理由が上位を占めているとなっております。また、訪問介護員の職場に至りましては、約60%の施設で人員が不足しているという調査が出ております。今、課長の答弁にもありましたように、訪問事業が非常に整備が厳しい状況となっているのがここからも分かると思います。また、有効求人倍率を調べてみますと、介護職員の有効求人倍率は4倍に近くなっております。これは働きたい人1人に対して単純計算で4つの事業所がその人を取り合うという感じになっておりまして、人材の確保が非常に厳しい、一般の民間企業に比べると4倍難しい状況があります。ある介護施設の経営者の方のお話を伺ったときに、その町の高齢者はその町の人たちがお世話するという状況が理想だと。その方の個人的な考えだと思いますけれども、そういうお考えを拝聴したことがあります。

そこで再質問ですけれども、町としてこういった人材確保の問題、大変難しい、国としても難しい問題ですけれども、何か考えておられるのか。以前、介護の初任者研修を受けた方への補助というのがあったんですけども、いつの間にか消えていた、理由はあるとは思いますが、そういった補助制度もなくなっております。何か、今後3年間にその人材確保、基盤整備にもつながりますので、そういった人材確保の問題への取組は考えられておられますか。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 川岸議員のご質問にお答えいたします。

介護人材の確保というのは、今、議員のお話の中にもありましたように、本当に厳しいものがございます。今ご質問にありましたように、多賀町のほうでは初任者研修についての事業所への補助金を出させていただいている制度を数年前から整備しましたが、これは現場で研修にやらせる時間、人がないということで、制度自体、事業自体は継続しておりますが、実績がなかなか上がってこないというような現状がございます。

そして、介護に携わる人材を育てるという意味で今回の計画書のほうにも書かせてい

ただいてるんですけども、たちまちの人材確保のことも大変重要でありますけれども、若年層、子どもたちの頃から福祉に対する教育を推進していく中で、人と関わる仕事のすばらしさや大切さ、命を大切にする教育等につつまして進めていくことも必要かなということで計画書のほうにも書かせていただいております。令和2年度については実施ができておりませんが、例年ですと小学校、中学校において認知症サポーター養成講座等でそういう福祉の関係の話もさせていただいておりますが、これからもそういう観点でも若年層への福祉教育の推進という辺りも学校教育委員会等とも連携して進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹内薫君） 川岸議員。

○11番（川岸真喜君） それでは、2つ目の外出について、移動支援について再質問をさせていただきます。

外出は健康上、大変必要なものだというふうに考えます。アンケートでも、恐らく外出したいか外出したくないかという根本的な問いかけはないであろうと、外出が最善であるという前提でアンケートが行われていると思います。答弁にもありましたように、公共交通の連携の中で取り組むということでした。高齢者の移動支援の説明の中に、やはり公共交通という言葉がこの計画の中に上がっておりません。多賀町独自の多賀町の問題解決として、公共交通の中で高齢者の移動支援に取り組むという文言を、やはり今度、計画をつくられる際には公共交通と一体となったものというふうに記入すべきではないかなというふうに考えました。それについてはどう思われますか。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ご質問にお答えいたします。

先ほど答弁の中でもお答えさせていただいたとおり、今現状として高齢者の移動支援についての実態を企画課のほうで把握している最中でございますので、その結果を基に課題やニーズを明らかにして、今後、多賀町としてどういうふうな形が必要かというのは、今後の検討の中で次の計画にどのように振り込んでいくかはその検討の中で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹内薫君） 川岸議員。

○11番（川岸真喜君） 次に3つ目の在宅看取りについて質問をさせていただきます。

在宅の看取りという言葉そのまま読みますと、最期の最期まで息を引き取るまで家というふうに、そういう意味に読み取れます。病院で最期を迎える場合ですと、いろんな器具が取り付けられてピーッという音が鳴るイメージが皆さんあると思うんですけども、質問としまして、在宅での看取りのイメージを具体的に紹介していただきたいんですけども、どんな人がどのように関わって最期の最期を迎えるのかお願いします。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ご質問にお答えいたします。

在宅看取り、最期の最期まで自宅であるということですが、多賀町で振り返ってみますと、在宅看取りでお家で家族が、家族だけではありませんけど、最期を迎えた方が何例かありますので、そのケースをご紹介させていただきますと、多くはがんを患っていらっしゃる方で、最後余命が分かっていらっしゃる方で、ご家族、ご本人が病院ではなく家で最期を過ごしたいという希望の下に在宅介護のサービス、訪問介護、特に訪問看護が、主治医の先生が往診していただくということが大きな前提となりますけれども、主治医の先生が往診していただいて、その指示の下で看護師が動き、身の回りのお世話は訪問介護のホームヘルパーが担い、寝たきりの場合であればお風呂に入れなければ訪問入浴という形でベッドの隣にバスタブを用意して入浴をされるというような感じで、余命が分かっている期間の中でしっかりサービスを受けながら主治医の先生で見守りながら最期を迎えるというケースが1つのパターンです。そしてもう一つは、もうかなりの高齢になられて老衰で亡くなる方、ろうそくの火が自然に消えていくような形の最期というふうになるかと思えますけども、この場合も主治医の先生が往診に行かれて、身の回りの介護は家族、そこに不足なところは訪問介護、そして訪問看護師が体の状況を把握してというような形で、この2つのパターンが多いかというふうに思われます。そして、家族がないと在宅看取りができないかという疑問も皆さんおありかと思うんですけども、多賀町の中でも家族がおられない方でも在宅サービスと医療で支えながら最期を迎えたというような方もございますので、本人が希望すれば、家族が希望すれば、在宅介護、在宅看取りという、それを希望があればかなえられるのが一番幸せかなというふうに考えています。

お答えになったかどうか分かりませんが、以上です。

○議長（竹内薫君） 川岸議員。

○11番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございます。大変分かりやすかったです。この在宅看取りを介護サービスの基盤と考えるには、施設に入れない人の受皿的な制度、基盤とするのか、本人の希望を優先した本人の希望重視の理想的な制度とするのか、私は今の答弁では本人の希望を優先したものであるという内容に取れたんですけど、施設に入れない人の受皿的なものではないという意味ですか。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ご質問にお答えします。

今、私の先ほどの答弁では本人や家族が希望した場合と申し上げましたが、それはもう大前提でございます。施設のベッド数にも限りがございますので、これから施設を希望しても施設の数が限られているということで、施設に入れない方が在宅で介護を受けないといけないという状況も一方ではあるかというふうに思います。施設に入所できない方でも施設に入所したいという、家族は希望されているかもわかりませんが、ご本人が希望されているかどうかというのは結構相違がある場合もございますので、施

設に入れなくても在宅で安心して暮らせるというサービスが確保できればそれに越したことはないというふうに考えております。在宅サービスを目いっぱい使って、施設に入らなくても介護者も負担がなく介護ができる、そういうようなところを目指していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（竹内薫君） 川岸議員。

○11番（川岸真喜君） ありがとうございます。もう一つ、認知症についてですけれども、早期発見、早期対応ということで答弁していただきました。誰でも年齢を経ていますと、多少認知機能が低下するんですけども、低下することと悪化することとは大きな開きがありまして、悪化しますと要介護3という認定が出されることが多いというふうに聞いたことがあります。そうなりますと、介護施設でのお世話にならない。財政的にも介護給付費が増えていく結果となります。認知症の悪化したケース、この場合の施設への優先的に入れる仕組み、そういったものはありますか。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 今のご質問にお答えいたします。

施設入所に関しましては、入所申請を施設に上げてから、施設の中でガイドラインに基づきまして入所の決定をしていかれますので、認知症であるから入所の優先的なところがそういう仕組みがあるかとなりますと、そのガイドラインの中のポイントを付ける段階でそういう項目があったかと記憶しておりますが、あくまでも認知症であろうがそうでなかろうが、ガイドラインに基づいての施設での入所判定会議に基づく入所判定結果となります。

以上です。

○議長（竹内薫君） 川岸議員。

○11番（川岸真喜君） 次に、介護保険料について再質問させていただきます。先ほどの答弁の中で、基金の取崩しについては委員会のほうで決められると。今回、3年に1度の算定の際に205万円取崩しされたということがありました。今年度の当初予算では660万円の取崩しが上がっていると思いますけれども、これは205万円以外の何か使い道があるのか、先ほど算定以外にもこの基金の活用があると答弁がありましたけれども、算定以外の利用というのはどういったものが挙げられますか。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ご質問にお答えいたします。

給付費が不足した場合に準備基金のほうから取崩しをするというものでございます。以上です。

○議長（竹内薫君） 川岸議員。

○11番（川岸真喜君） この基金に積立が行われるときというのはどういうときかというと、介護保険事業で剰余金が発生する場合だという説明を受けたことがあります。剰

余金が発生する場合というのはどういったケースですか。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 質問にお答えいたします。

剰余金が発生するのは、年度内に使われたサービスの給付費の支払いにおいて、予算上余りが生じた場合に剰余金が発生しますので、そういう理解で。第1号の介護保険料の中で予算を組んでおりますが、その年度の介護保険料の差引きで給付費が保険料に対して余った分が剰余金となります。

以上です。

○議長（竹内薫君） 川岸議員。

○11番（川岸真喜君） 高齢者の皆さんの負担軽減という視点からは、これまで介護保険料はずっと増え続けているかと思うんですけども、負担軽減にやはり取り組むことは必要かと思うんですけども、基金残高が7,000万円近くあるということで、委員会で取崩し額が決められるということですけども、今後、介護保険料の基準額が下がることはあるのか質問します。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 質問にお答えします。

この第8期の3年間で、もし介護給付費が計画よりも伸びずに抑えられていれば、当然、介護保険料も下げるようなこともあり得るかもしれませんが、この将来的に介護給付費が増大するというような目の前の問題がありますので、これから先、3年間だけではなくてこれから先の介護給付費の伸び等も見据えて、目の前だけの給付費の伸びだけで判断するのは危険かなというふうにも考えております。しかしながら、この第8期の3年間でどうだったかという検討も踏まえて次の第9期の保険料については検討いたしますので、その時期にならないとこのお答えについてはお答えしかねる状況でございます。

以上です。

○議長（竹内薫君） 川岸議員。

○11番（川岸真喜君） いろいろとお話をさせていただきましたけれども、以上で質問を終わりますけれども、高齢者の皆さんの福祉が、保険料などの負担も軽減されて外出の問題も解決され、認知症の予防も含めてそういった福祉施策が充実することを強くお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（竹内薫君） 次に、2番、清水登久子議員の質問を許します。

2番、清水登久子議員。

〔2番議員 清水登久子君 登壇〕

○2番（清水登久子君） 2番、清水です。議長の許可を得ましたので、次の質問をさせていただきます。

1番目には生ごみの減量化についてです。

本町の過去5年間の燃やすごみの収集量を見ると年々増加しており、令和2年度の収集量は約1,100tで、町民1人当たり年間146kgのごみを出している計算となります。家庭から発生する燃やすごみの中でも、一般的に約4割が生ごみだと言われています。最近ではテレビ、新聞などでも食品ロスを減らすための啓発が行われています。私も調理くずや食べ残しなどの生ごみをできるだけ絞って燃えるごみとしてほかの紙くずなどと一緒に燃えるごみの袋に入れて出していますが、それでも生ごみの水分で重くなったり、また夏場は匂いも気になって収集日までの保管に困ることもあります。

先日、回覧で今年度6月13日に多賀結いの森で段ボールコンポスト講習会が開催されるというチラシを見ました。このような活動を私自身も応援し推進していきたいと思いますが、他に本町でごみを減らすための啓発や取組について、次の点をお聞きしたいと思います。

1、生ごみ処理器の購入時に補助金は出るでしょうか。また、この補助はいつ頃から行われていましたか。

2、コンポスト用の段ボールを外で保管をするために、雨風を防ぐためのボックスを多賀町産の木材を利用して作られたらどうでしょうか。シルバー人材センターとか有志の方に作成をお願いしたり、ボックスを作るためのキットを作成して自分で作って、そういう場合はボックス購入者へ料金の一部を補助したりできないのでしょうか。

もし、段ボールコンポストで出来上がった堆肥とかが自分の家庭では活用しきれない場合もあります。こういうのを役場で堆肥として回収して、その際にポイントを付与するシステム等を作って堆肥化を推進してはどうでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思いましたので、質問させていただきます。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 清水議員の生ごみの減量化についての1点目、生ごみ処理容器の購入時に補助金は出るのか、またこの補助はいつ頃から行われているのかのご質問にお答えします。

ごみの減量とリサイクルの推進を図るため、生ごみ処理容器購入補助を平成11年度から実施してまいりましたが、令和元年度の申請者が3名となり、一定の成果を果たしたと考えられることから、令和元年度をもって補助金制度は終了いたしました。補助金制度終了後は、段ボールコンポスト講習会を開催し、生ごみの減量に取り組んでおるところでございます。

2点目のコンポスト用の段ボールを外で保管する際に雨風を防ぐためのボックスを多賀町産の木材を利用したらどうか、有志の方に作成をお願いしボックス用キットを作成し、ボックス購入者への一部を補助できないかという質問でございますけれども、段ボールコンポスト講習会を年1回開催し活用推進を図っていますが、参加人数は減少傾向にあります。段ボールコンポストは手軽に生ごみが減量でき、野菜くずも有効に活用でき

ることから、利用者にアンケートを実施し、アンケート結果を発信するなどPRに努め、まずは段ボールコンポストの利用者を増やしていき、その中で保管用ボックスの要望等があれば検討してまいりたいと考えております。

3点目の家庭でできる堆肥は役場で回収し、その際にポイントを付与するシステムを作り、堆肥化を推進してはどうかのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、ポイントを付与するなど楽しみながらごみの減量に取り組むシステムを作ることは重要であると考えますが、先ほど申し上げましたとおり、段ボールコンポストの利用者は減少傾向にあり、町内の堆肥を回収するところまで至っておりません。まずは段ボールコンポストのPRに努め、利用者を増やし、生ごみの減量と堆肥化を進めてまいりたいと考えております。また、ごみの減量のごみ処理費用の軽減にもつながることから、ごみ減量に取り組んでいただいている方々を支援できるような仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） 今お伺いしたら、もうごみ箱は要らんという形で終わってしまってるみたいなんですけど、この取組自体はあまり皆さんに知られてないのではないのか、ごみ箱を買ってその補助は頂いても、あの機械とかそういうものは大概2年ほどで故障してしまうんですね。そうなるとうも使わなくなりますし、またその次にもう1回しようかと思っても、たしか1家庭1回だけ何かそういうことが前あったと思うんです。その関係で、たとえ故障しててももう使えんままにほったらかしになってるいうところもあると思いますので、そういう意味ではもう1回ごみ箱のことは考えてほしいんですが、それが難しいいうことで、今、年1回、段ボールコンポストを言うててくれはりますけども、その段ボールコンポストで堆肥を作って自分ところで使えないいうのが大概なんです。それを使えるようにするためのポイントを付けてほしいいうことであって、それでないと片方の家はそのまま今までどおり生ごみとしてポイと放り込んで、水もまともに切らんとでも自分の家から出たらそれでいいわいう形で収めてる人もあれば、やっぱり考えなあかんいうのでこういうコンポストに入れてきちっとして処理してくれはる人、それとが同じではおかしいのであって、できるだけそういう意味で考えていただくことはできないかということなんです。生ごみを、広報たが今月号でひと絞りをしようというので載ってるんですが、その載ってるのを見ると、軽くするための工夫いうのでペットボトルを使って押して水をできるだけ絞りましよう、その取組自体はいいかもしれませんが、ただ手間がかかるとか、やっぱり汚いとか、一々手袋したいうようなそんな感じでせんならんのと誰もしないと思いますし、ただ自分のところから出たらもう家から捨ててしまったらそれで終わりという考えの人が大半だと思います。最終的に困るのは集積場の方、最終大きな機械があつてそれで処理されるんですが、でも最終的に機械が故障したり何か詰まったりしたら人間がやらんならんのです。

誰かに負担がかかりますので、できるだけ自分の家庭で水を切るとかそういうなんをするために段ボールコンポストをぜひしてほしいと思うんですが、生ごみをできるだけなくすためにぜひ考えてほしいということを皆さんにもっと伝えていただいて、このコンポストを作る、この13日に行われるのの宣伝じゃないですが、それをもっともっと知らせていただいて、人数が減ったからじゃなくて、こういうことをやるからもうちょっとみんなで協力しようよというそういう形を作っていただけたらありがたいと思いますが、どうでしょうかね。今、人数がどんどん減ってます、何かそのおざなりいうか、そのままになってるところがあると思うんですが、もっと強力的に呼びかけはされたらどうでしょうか。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

清水議員がおっしゃるとおり、段ボールコンポストでの講習会等を年1回開催させてもらっているわけですが、周知の甘さか、町民への役場からのメッセージが足りないのか分かりませんが、参加人数が減っております。そこで広報等にも、また回覧等で、段ボールコンポストで生ごみを減らしていこうというような呼びかけをしておりますし、またコンポストに代わる、先ほど言われましたようにひと絞り運動の実施も各家庭で1日50gの水切りができれば1年で約53tの生ごみが減量できるということでもありますので、そういった情報発信を環境面でコンポストにおきましてひと絞り運動におきましてもう少し皆さんにご協力できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹内薫君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） しつこいようなんですが、多賀の木材を使った、雨とかそういうなんを防げるコンポストとかそういうなんを考えていただくことはできないかともう一度聞きたいと思います。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 先ほど答弁させていただきましたように、木材の利用を含めて、まずはその中で要望等があれば、多賀町材を利用した保管用のボックス等の検討もしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（竹内薫君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） 分かりました。できるだけそういう多賀町産の木材を使って自分らで作ったりもできる、そういう自分のためにもなるし、みんなのためにもなるしという、そういう形の取組をぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それはそれで、次の質問に入らせていただきます。

次の質問なんですが、2番目はコロナ禍の人権尊重についてお聞きします。

今日、様々なリボン運動があり、オレンジリボンは児童虐待防止のシンボルマーク、

パープルリボンは暴力根絶のシンボルマーク、ピンクリボンは乳がんの早期発見、早期診断、早期治療の大切さを伝えるシンボルマークなど、色付きリボンが社会運動のシンボルとして使用されています。

その運動の1つに、シトラスリボン運動というのがあります。この運動は、地域、家庭、職場、学校を表す3つの黄緑色の輪をシンボルに、新型コロナウイルス感染者やその家庭、医療従事者への差別や偏見をなくそうと愛媛県から全国に広まっている取組です。誰もがコロナウイルスに感染しないことを望んでいますが、残念ながら感染する可能性はあります。感染している方、既に感染から回復された方、その家族への心ない言動や不当な取扱いが問題となっています。町内でも5月20日現在で8名の感染者が確認されていて、今後そのような問題が起こらないかと心配でなりません。

多賀町では、多賀町人権擁護に関する条例を制定し、町民の人権を擁護するとともに、人権意識の高揚を図り、あらゆる社会的差別や人権侵害のない明るく住みよいまちづくりを推進していますが、コロナ禍での人権に関する取組について次の点についてお聞きしたいと思います。

- 1、新型コロナウイルスに関する人権相談はありましたか。
- 2、コロナ禍における町民への人権啓発はどのように行っていますか。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） 清水議員のご質問にお答えをいたします。

今も終わりが見通せない新型コロナウイルス感染症は、議員ご指摘のとおり、罹患するという病気としての苦しみに加えまして、感染者に対する誹謗中傷などによる不当な差別、偏見、いじめなどを引き起こしております。本来、守られるべき存在である感染者や濃厚接触者が非難される対象になってしまうという非常に残念なことが現実として起こっております。新型コロナウイルスという未知のものに対して、私たちは大きな不安や恐れをなし、それを解消するがために目に見えないウイルスから特定の相手や物事へと敵をすり替え、非難や排除することで安心感を得ようとする人間の弱い部分が現れているのだと思われまます。

そこで1つ目のコロナウイルスによる人権相談についてでございますが、現在までのところ、本町におきましてはウイルス感染症に関連した人権相談はございません。県内におきましては、新型コロナ人権相談ほっとラインと人権侵害対応チームとの2つの窓口が設けられておりまして相談対応に当たっていただいております、これは県のほうでございますが。令和2年9月からこの2つの窓口への相談件数は延べ100件、ちなみに令和2年度中については100件のうち84件あり、そのうち明らかにコロナウイルス感染症による人権侵害と考えられる相談は21件、令和2年度中では17件との情報を得ております。

次に、2つ目のご質問の町民への人権啓発の方法についてでございますが、多賀町に

おきましていつ何時新型コロナを原因とする人権侵害が起こらないとも限りません。また、人権相談という目に見える形ではなく、隠れた形で差別や偏見が広がる可能性もごございます。このようなことは、昨年、新型コロナウイルスが広がりつつある段階から多賀町においても可能性があるかと危惧をしております、昨年9月には人権に関するチラシを全戸配布しております。また、多賀町から町民の皆様にはコロナに関するメッセージをメール等で送らせていただくときには、必ず啓発の文言を加えておりますし、有線放送の中でも啓発に努めていただいているところでございます。また現在は、ワクチン接種を行っているかどうかで不利益な取扱いや差別的な言動をする人権侵害が発生するおそれがあることから、ワクチン接種会場におきまして全ての方にチラシを配布して、ワクチンの接種の有無で差別が生じないよう啓発に努めているところでございます。

私たちが立ち向かうべき相手はウイルスでございます。敵を見誤らず正しい理解を深め、差別のない多賀町を目指す必要があることを申し添えまして答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） 再質問というか、そういうような形なんです、先ほど言いましたようにシトラスリボンなんです、あれは近江八幡市のほうの方が言うてこられたので私もいいと思ったんですが、シトラスリボンのリボン運動というのは、こういう形のリボンを個人で作るんです。近江八幡市のほうの学校とか長野県とか、そういう県とかそういうんで一生懸命作ってはるのがあるんです。それを胸に付けていただいて、それで私はそういう差別をしませんとか、そういう意味の啓発の運動になるということで付けておられるので、町としてもこういう活動をできれば推進していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） お答えをしますといたしますか、どちらかといいますと、今、清水議員がおっしゃってくれはった活動というのは市民運動というんでしょうか、そういう中で地域の中から声が上がってきて1つのものとして大きくなって、それをまた行政が支援していくというようなことはあるのかもしれませんが、まず今現在、そのリボンそのものについての草の根的な活動が芽生えていくということが大切なんじゃないかなと思っておりまして、行政が率先してそれをまず入口からやるというよりは、そちらのほうがいいんじゃないかと考えております。

○議長（竹内薫君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） しつこいようですが、別に草の根から上がっていったものを町が上げるのではなく、町が気づいて町から町民に、こういう運動をやってます、多賀町はこういうところ、そういうふうを示すのがほんまの町ではないんでしょうか。何でもかんでも町民から上がってこな、草の根からやら、そんなんその草の根の中心となる人がなかなかいないんです。そういう場合やったら、町からこういうことをやって

はる、よその町ではこういうことをやってはる、よその県ではこういうなんがある、そういう意味でのお知らせみたいな形でしていただいたら、ああなるほどなど知らない方でも分かるようになると思いますので、そういう意味では草の根が上がってこんことには知らんというそういう言い方はないと思います。もう1回お願いします。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） 別に知らんというわけではないんですけれども、ある特定のリボンについて率先してということ、啓発活動についてはそういうふうなことが行政としてこういうなんがありますよということをお知らせするということはあるのかもしれませんが、今、率先してそれを進めるという段階にはないのかなというのが私の考えでございます。新型コロナということに着目するのであれば、幸い、多賀町において大きな差別的なことがないということもあって、基本的なこと、もう絶対してはいけないよということは多くの方は頭の中では理解していただいていると思います。ただ、感染した人が近くにいるんじゃないかということで恐れをなしてそういうことが起こるということでございますので、あくまでも地道に啓発をしていくというのが我々の責務ではないかと思っております。

○議長（竹内薫君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） 無理やりというのもおかしいんですけれども、大体このシトラスリボン自体を課長はご存じでしたか。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） 質問を頂いて知りました。申し訳ございません。

○議長（竹内薫君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） 大概正直に言うていただいて、それでいいと思います。ある意味分かるんですが、これ私も初めは知りませんでした。それ言うてきはったときに、何でこんなことになってこういうリボンを付けようと思ったかいうと、何か、所によってはコロナにかかった人の写真を撮ってそれをあちこち配って、こんな感じでこのやつは出会うなよとか触るなよとか、また、かかった人の家にしては、この家がかかってやるさかいにいうて人に言うだけならまだしも、その家の人に出ていけとかそういう立札とか何やかんやと立ててやってはる地域がすごくあったそうで、現在、自殺された方とか引越しを余儀なくされたとか、そういう方もたくさん、たくさんとどこまでか私も分かりませんが、そういうなんがたくさんおられるので、やっぱりこういう形でして私は差別しませんよというそういう意味での啓発になればものすごくいいことかなと思ったので、私はこれをお話しさせてもらったんです。別に難しいリボンでも何でもありません。ただ、自分でこういうなんを作って、簡単に作れるのはネットや見てもろたら出たと思います。それで誰か、課長なりが、こういうなんをしたらどうやと一言言うてくれはったら、もっとみんなが、たとえ町の役場の関係の人とか議員とかそういうなんからが最初でも構わないと思います。草の根だけでなく、それをしていただければありが

たいのですが、いかがでしょうか。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） 同じような答弁になるかもしれませんが、行政がやる以上、やっぱりまず形がありきというんじゃなくて中身が大切かと思imasるので、今現在コロナの人権については最大限配慮しているつもりでございますので、それを進めていきたいと、啓発活動を重点的に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（竹内薫君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） 何遍も何遍も、しつこいと思われるかもしれませんが、啓発、啓発いうて口だけで言うては全然分からないんですよ。皆さん、そうしましょうね、ああしましょうねというだけでは分からないと思います。ある意味、こういうなんを付けていただいたら、自分でも、ああ付けてるなという感じで分かるんですよ。やっぱり形からなんです。言葉だけでは誰も動きません。差別してへんでという人に限って差別してるんですよ。そういうところが私らでもあると思います。だから、こういう形で作って、多賀町役場の方とか議員とかその周り、順番にこういうのを付けていって、私はこういうことをしませんよという形を作っていただければ一番ありがたいと思います。なかなか頭の固い形ではお役所仕事という形ではこういうことは難しいと思いますし、誰も言わんと思います。それで私も引き下がる、普通ならそうかもしれませんが、私はここでは引き下がりたくないと思いました。できれば草の根、それじゃなくて、こういうことがあるんや、いいなという形で持ってほしいと思います。どうでしょうか。

○議長（竹内薫君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） 総務課長が度々申しておりますように、これはやはりそれぞれ人の主義主張でございます。行政というのは広く住民の方に啓発をしていく立場でございますので、それを受け止めて住民の皆さんがそれをリボンにして掲げるというのが素直な流れでないのかなというふうに思っておりますので、あくまでも行政は啓発をする、それを受けて主義主張を持たれた方がリボンを付けていく、これは自主活動の部分に入るかと思imas。

○議長（竹内薫君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。一応、リボンがどうのというよりも、気分というかそういうんで自分の形を作るのにそのリボンを利用したらどうかということでありまして、別にリボンを付けたからそれがということではないにしても、このリボンを見るときに、ああそうなんだなと。例えばピンクリボンで乳がんの啓発とかありますよね。あれでも、それは乳がんに関して関心を持ってはるなというのがよく分かるし、その方やったら、ああそうだな、これは虐待があかん、オレンジやとか、いろんなリボンが今あるんですよ。勝手にやっているのでは確かにありますが、それをみんなが知るというのはどういうところからかという、誰かが付けてはったということなのであって、それがいいことには誰も知らないんですよ。私だって知らなかったんです

から。そういう意味で、こういうことはいいことだと思うようなことは、別に形式ばったじゃなくて、気持ち的に役所としてもどこにしてもそういうなんをしていただければありがたいと、そういう意味で思いましたので、私の気持ちとしてそういうことを言わせてもらっただけなんで、できればお願いしたいで終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（竹内薫君） 暫時休憩したいと思います。

再開は議場の時計で13時00分、午後1時からとさせていただきます。

（午前11時49分 休憩）

（午後 0時53分 再開）

○議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、川添武史議員の質問を許します。

9番、川添武史議員。

〔9番議員 川添武史君 登壇〕

○9番（川添武史君） 議長の許可を頂きましたので、この6月議会に大きく1つ、農林業施策についてお聞きしたいと思います。

私は昨年9月議会、また一昨年議会の12月議会において、今後の農林業施策についてお聞きをしました。林業施策につきましては、令和2年度から4年度までの3年間で地方創生推進交付金を活用し、多賀町産木材の活用を中心とした地域再生計画の下、協同組合設立に向け、いろいろ問題を抱える中、多賀森林循環事業協同組合が設立され、富之尾地区に木材乾燥設備が建設をされました。また、今年度では原木流通土場で木材を搬入する機械の導入を計画されています。一応これでハード事業は完了したように思います。

今年に入り、木材価格が急騰しております。原因は、アメリカでコロナ禍の中、郊外での新築住宅の需要の高まり供給不足となり、日本などへ輸出される木材価格が高騰していることによるものであります。この影響を受け、国内では米松（構造材）、フローリング（床板）、ベニヤ板（内装材）が品不足になり、価格の急騰で国内建築業は大変です。建築できない、また内装材の高騰で品不足で引渡しができないなど大変な事態になっております。これはウッドショックというように言われているそうです。このチャンスを逃すべきではないと思います。製品の開発、販売戦略、今年も地域再生計画の中で委託事業として予算を計上されております。

また、農業施策でも農業の担い手不足などで耕作放棄地が増えている問題でも提起をしてきました。多賀区においても、農業組合長までが病気で今年から耕作ができないとの話があり、今年も隣接の農業者が引き継がれています。今後の経営が心配するところでもあります。毎年2月に開催されている多賀の農業・農山村を考えるつどいも、コロナ

禍で今年も残念ながら中止となりました。後継者が育たない原因は、農業も林業ももうからないからだというように思います。

何年か前に、石川県羽咋市のローマ法王が食したと言われる米が東京の百貨店で高額な価格で販売されていると聞き、我々も現地を視察に訪れました。本町も特産物振興協議会が開催されている多賀のうまい米コンクールで、2団体、2人の方が最優秀賞を受賞されました。また、県の近江米振興協会の近江米食味コンクールで富之尾の喜多利高氏がみずかがみの部で最優秀賞を受賞されました。また、4月末に新聞報道で本町の米が東京の百貨店で1kg 1,550円で販売されていると報道がありました。多賀町の今年6月の広報たがにも、このことが報道をされております。60kgで9万円を超える価格になっております。JAの買取価格は1万二、三千円と聞いております。運賃、業者の手数料いろいろ引いても4万5,000円くらいとなり、4倍近い価格で売られている計算となります。この米の生産は、農業アドバイザー、山形県の遠藤五一氏の指導で栽培されており、非常に栽培方法が難しいと聞いております。東京に滋賀県のアンテナショップここ滋賀があります。そこへの売り込みやPR活動を行っているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 川添議員の質問にお答えします。

まず林業での取組では、昨年9月に多賀森林循環事業協同組合が設立され、木材乾燥施設では様々な規格の木材の乾燥試験を行い、内装材やツーバイフォー材などの商品化に向けた取組を鋭意進めているところであります。また、原木流通土場では、原木の仕分けに必要な林業機械でありますグラップルの購入準備と並行して仕分けの研修を行うことにより、順調に選木や寸検の作業が進むとともに、取扱い業者が直接土場にて引取りに来ることにより、輸送コストの削減や運搬に係る時間の短縮ができるとともに、木材流通に一定の成果が出ているところであります。

さて、議員おっしゃるように、アメリカではコロナ禍における米国の旺盛な住宅需要の拡大で木材価格が高騰し、世界的に木の争奪戦、ウッドショックが生じている状況の下、当町における製品開発と販売戦略についてチャンスは逃すべきではないとの見解がありますが、当然、大きなチャンスが訪れると思っております。主に住宅建築用建材を取り扱う滋賀原木に話を聞きますと、原木や木材の確保が難しくなっているとのことで、滋賀原木に対して原木だけでなく当町の木材乾燥施設で作った材を扱ってもらえないか、事業協同組合からどのような材を出したら利用していただけるかなどの打合せを進め、チャンスを生かすように取り組んでいるところであります。また、製材後に出る端材の資源循環を図るために、東近江市のKUMINO工房の木のおもちゃKUMINOの製造を当町にて行うための基盤整備に向けた取組も進めており、木育の取組も全国に発信できないかなどの販売戦略の検討も進めているところであります。しかしながら、日

本の林業の実態として、伐採や搬出のほか作業道を作るのも国や県の補助金頼みというのが現状であり、長年にわたる木材価格の低迷が続いていたことから、この大きなチャンスに対応できていないように思われます。

このようなことから、当町ではウッドショックなどの有事の際にも対応できるように、林業ワーキンググループの皆さんと意見を交わしながら、植林から主伐までの林業の本来あるべきサイクルを再現し維持できるよう、川下に必要な木材を供給できる多賀らしい先駆的なスタイルを構築できるよう全力で取り組んでまいりたいと思っております。

次に農業での取組では、4月以降、広報たがはもとより、新聞報道においても多賀町のお米に関する記事が掲載されるようになってまいりました。本町では自然環境に恵まれた地理的条件と農家の皆さんの不断の努力により、非常に優れたお米が生産されてまいりました。しかしながら、生産者の所得向上に結び付いておらず、議員おっしゃるように、農業の担い手不足、後継者不足から耕作放棄田の発生が危惧される状況であります。

そこで、米やそばなど特産物の振興と基幹産業としての農林業の再生、発展を目的に設立されました多賀町特産物振興連絡協議会におきまして、多賀町産米のブランド化推進事業の中で令和元年から山形県の遠藤五一氏の指導を仰ぎ、お米の品質と知名度の向上に取り組んでまいりました。そのご縁から、新聞報道のとおり、遠藤氏の営農指導を受けたほかの地域のお米とともに、本町のみずかがみが東京都の百貨店で限定販売されるように至ったところであります。販売者の農業生産法人、越後ファーム株式会社によりますと、売行きは非常に好調であり、初回の企画としては成功と言って良いとのことでありました。その要因として、遠藤五一氏が生産するお米の人気と知名度の高さが第一であり、その上で滋賀県のみずかがみほか、多賀産地のお米が東京ではまだ一般的でないめずらしい品種に対して消費者が関心を持ったこと、そして1kgという少量での販売により各品種を試し買いしやすかったこと、また数量限定の販売であったことが考えられると分析されておりました。また、2年、3年と企画を継続して行い定番化させることが肝要であると言っておられ、引き続き関係者との連携を密に取り組んでいく必要があります。これからが販売するための正念場であると思っております。

そして、議員ご質問の滋賀県のアンテナショップここ滋賀に売り込みとのことですが、今現状では行っていないようなことですが、今後も多賀町産米の知名度向上、生産者の所得向上に向け取り組んでいく中で、ここ滋賀の活用につきましても検討も必要であるかなと思っております。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） ありがとうございます。林業についてお聞きします。林業は今年は3,000万円と大きな予算で取り組んでいただいております。住宅の建築のほうでも多賀産材を使った建築、新築住宅で100万円の補助金を出す。多賀の大工、工務店を使えばまた補助金を出す、県の補助金はまだあるんですかね。伊藤町長は何年か前、

280万円ぐらいは補助金が出るというような話がありました。結構、ものすごくいいことなんです。ただ、あまり大工に評判がないというのが問題なんです。なぜかという、この補助金は消費者に対する補助金であって、業者にはあまりメリットがないというような話が商工会の中でもありました。この辺をどのように、業者ももうかる、事業者がもうからないとなかなか進んでいかない。何でも、米、農家がもうからないとやっていけない。林業者も林業者がもうからないとやれないというような状態であるので、その辺をどういような補助金を今後やっていけばいいのか、その辺の考えを伺います。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

○町長（久保久良君） それではお答えします。

今、町単独の住宅を多賀町産材で建てていただいた場合の100万円の補助金であります。この地元の建設業者にとってもやはり住宅を建設促進する上で十分メリットがあると思いますので、そして今まで町内の建設業の方が町内で地元材を使って建設されたということはこの補助制度ができるまではほとんどありませんでしたので、やっぱりそれ以降いくつこの制度を使って建設をしていただいていますので、一概に全然業者にとってメリットがなかったわけではないと思っております。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） いろいろの考え方はあります。この間、新聞には載ったと思うんですが、鳥取県では製材事業者に対して1㎡700円を交付するという予算をされた。これは全体的に価格が高騰しているような問題もありますし、なかなか先ほど町長が言われたように原木も集まらないようないろんなことで、県として最高150万円まで業者に対して補助をするというような制度をされてます。このような制度はご存じですか。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 存じ上げておりません。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） ここに記事がありますので、またコピーしてお渡しをさせていただきます。しっかりといろんな情報を見ていただいて、これがいいとか、自分のところで選択もあろうかと思いますが、やはりいいことはいいことで見習ってやっていただきたいと思っておりますので、その辺もしっかりお願いしたい。先ほど、建設業者がもうからない、ちょっとメリットがないという話をしました。これは建築業者が材料は買うてもそのままお客さんのところに行くということで、多賀の木材は現実ほかのところ比べて高い、それを買うて同じ値段でやってるから多賀の建築業者はもうからないと言うてるので、その辺の差額だけでも出す方法とかその辺は考えられないのか。これは課長でもよろしいです。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 今の質問にお答えさせていただきます。

100万円の補助を出して住宅建設をしてもらっております町民が、今、年間1件、2件という数で増えてきておるところでございます。今、議員のほうからそういった話、もうからないという話もこの場で私も初めて聞かせていただきました。150万円だったら何とかなるというような話をされたかと思えますけども、その辺につきましては今後、多賀の木材は高いというような話もされましたが、その辺につきましては原木土場が今できている状況の中で、そういったコストの削減に向けても全体的に削減できる部分もあるかもわかりませんので、そういったもんをまた検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） いろいろとええことはまねしていただいてもええと思うんで、その辺しっかりとまたお願いしたいと思えます。あとはもっと補助金の問題とかいろいろ聞きたいんですが、あと木下議員が林業の関係はこれから質問をしますんで、しっかりとお答えを頂きたいと思えます。

もう一つの農業施策についても、先ほど近藤議員が大型機械の補助金というような話もありました。私は、やっぱりもうかる事業をやっていかないと、誰も僕らの商売でもうからないから後継者が育たないということが大きな原因やと思えます。今、国は大きな大型農業を進めてます。多賀町では、先ほど答弁があったように33人というような話です。全体的に、今、百姓を小さくやっておられる方、これが大半やと思うんですね。ただ、その辺をどういうようにして守っていくか、その辺をお聞きしたい。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

認定農家と言われる方は、前質問のときに33名おられるという中で、現在やはりもう小規模農家で離農されていかれる方々がおられます。仕方なしに辞められるわけなんですけれども、その後にその農業を守っていただく方々をどのようにしてまた行政として守っていくのか、そこが一番大事なところであろうというふうに考えております。したがって、先ほどの話にありますように、大型の農業に高額なお金が必要といったことから5年で200万円という話の中での、今年度から農業施策におきましてはそういった事業をさせていただくことになりましたけども、やはり行政といたしましてはお金に対してその200万円じゃなしに、行政として農地を守っていただく方々にお願いするんだということからそういった補助も出ておりますので、その辺におきましても、初年度でございますので、今後の状況も見ながら検討していきたいというふうには思っております。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 大型農機の補助は素晴らしいことだと思います。だけど、中山間地域で大型農機が入れるんかという問題もあります。特に、小規模農業者がそれは入れない、そんな大きな機械を買うても入れない。当然、要らないやろうと思えます。その

辺をどういように守っていくんか、お願いします。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 多賀町の農業におきましては、多賀町は全部山間地域ということで、なおかつまた山手に行きますと、ほ場整備されている土地におきましてもやはり大型、多賀の平場で使うような大きな機械ではなく、やはり小回りの利くその土地に合った機械を選別して農業を生業としてやっておられる方もおられますし、またほ場整備できてないところでも耕作放棄地となっているところも一部ありますけども、それでもなおかつ一生懸命、今までの農業用機械等でできていることがあります。そういった観点からの山手のほ場整備の部分、また、ほ場整備できてない部分も獣害等でのこともあろうかと思えますけども、やはりそういった部分を応援していくというのが我々行政の期待されているところだと思えますので、その辺に関しましても、今後皆様のご意見等を頂きながら進めてまいっていききたいというふうに考えておりますので、議員におかれましても、さらなるご協力のほうをよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 大型農業者、当然これはもう守っていかな、皆さんにお願いせなあかんというのが分かりました。今、本当に小さな百姓をやっておられるいう方もやっぱり守っていくというのが必要やと、大型業者だけを守るんやなくて、そういうところもしっかりと守っていただけるそういう政策が必要やと。それと、先ほど言うてるように、いかにもうかる事業にしていくなかということは、販売やと思うんです。先ほど近藤議員が言われました、結いの森で農産物は売れないのかという問題があります。先日の全協で、結いの森公園ではショップを3件ほどやるというような図面が書かれてました。この辺は、教育長、ご存じですか。

○議長（竹内薫君） 山中教育長。

○教育長（山中健一君） 通告は頂いてないんですけど、関連ということですか。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 先ほどは近藤議員が、結いの森では営利活動できないと、僕らもそのように思ってます。今度の答申か何かでいろいろ議論されるだろうというように思うんですが、今回、企画課から、結いの森公園でショップを3つつくるんだと、ショップ店を出す場所をつくるんだというような話がありました。その辺は教育長はご存じですか。

○議長（竹内薫君） 山中教育長。

○教育長（山中健一君） 関連の質問ということで、先ほどの近藤議員の質問でありましたけど、あのときも言うておりましたように、教育委員会としてはいわゆる教育委員会やあるいは町が主催するところで地域の特色ある産物とかあるいは生活や文化に直結するようなそういうイベントについては、これは農産物、特産物とかそういうものを含めて物品を販売するということは今の段階でも認めているわけです。しかし、もっぱら営

利行為をやるということについては、もうこれは社会教育法上も設置管理条例から言ってもこれは無理だということです。企画課のほうでそういうショップ、そういうものを考えているということでもありますので、これは町全体として、先ほどの近藤議員の質問にもお答えしておりましたように、やっぱりいろんなニーズを受けて最もいい形をとということで教育委員会として今、行っている社会教育委員会会議の中で公民館の運営審議も兼ねておりますので、そういう中で幅広くご要望を受けて考えていきたいというふうに思っております。ということで、ほか何かこのことについてはこれからいろいろと皆さんの知見も踏まえながらいい形をとというふうに、私、教育委員会としては考えております。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 同じ庁舎内にいてるんで、しっかりとこういうことをやると皆さんに言うて、庁舎内でもしっかり議論してやっていただかんと、我々になかなか、我々がオーケーでも教育長が知らんということではあきませんので、しっかり町長とも。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） ご意見といたしますか、ご注意のほうありがとうございます。一応、今の段階で議員の皆様にお示しさせていただいているのは、あくまでイメージということでございます。今お話のありましたショッピングカーについても、実際に今後進める中で利用していく中で、利用していただける方がどのように喜んでいただけるかというのはあくまでイメージでまだ確定のものではございません。今後、まだまだスタートも着手のほうに至ってないところでございますので、今後、関係者の皆様、また順次公募等で皆様の意見をお伺いしながら、そこで形を詰めていく話だと思っておりますので、そちらのほうについてはご理解のほどお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 当然、我々は図面が出てきたときに、こういうこともできるんだなというような感じも持ったということでもあります。しっかりと議論し、我々にもはっきりとこういうことでやりたいんだということであればお願いしたいと思います。くどいようですが、何もかもが事業者がもうからない事業は潰れてるんです。その辺を行政としてどうしてフォローをしていくんか、これに尽きると思います。町長、どうですか。

○議長（竹内薫君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） 米の販売につきましては、以前ですと、農協一辺倒、農協へその大半が行っておりましたけど、今現状を見てますと、やはり個々の販売網、販売ルートでやっておられる方、特に個人経営の方につきましてはそういう販売の仕方をやっておられるということで、その辺でもうからないと農業されないんですけど、農業をされてるということはそういうルートをお持ちであるというふうに一方では思っております。今後、この米のルートにつきましては、農業関係者、農業委員会等も交えていろいろと働きかけていかなければならない問題だというふうには思っております。その1つが、

今ご質問にありました遠藤さんのお米であろうかと。その生産の仕方というのも、やはりこれは広く皆さんに広げていって、できるだけ簡素的な、しかもおいしい米ができるような、そういう研究というのはこれからもどんどん進めていかなければならない問題だと思っております。農業関係者一同、いろんな議論を重ねながら多賀の米をPRしてまいりたいと思っております。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） ありがとうございます。私の近くにも空きの田んぼがあります。何で作らないのか。売れないから作らない、米作っても売るところがないという方もおられます。もう草ぼうぼうで、私も時々草を刈りに田んぼへ入っていかんなんような状態の場所もあります。しっかりともうそういう小さな農業も守っていただく、そういうような政策をつくっていただきたいと思います。よろしく願いを申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（竹内薫君） 次に、4番、木下茂樹議員の質問を許します。

4番、木下茂樹議員。

〔4番議員 木下茂樹君 登壇〕

○4番（木下茂樹君） 4番、木下茂樹です。議長の許可を頂きましたので、6月議会の一般質問を行いたいと思います。私はまず2点をお伺いします。

まず1点目ですが、林道の告知の看板設置をであります。

本町面積の約87%を占めている山林で、育林施業や伐採した木材の搬出に必要な管理林道は4団体の61路線、119.409kmに及んでおります。本町管理も12路線43.670kmであり、幹線でもあることから十分な通行管理が必要となります。町管理以外の林道も、大滝山林組合、彦根市犬上郡営林組合の公的管理林道が17路線で26.047km、びわこ東部森林組合は32路線49.693kmとなっており、林道双方がつながっている林道もあれば行き止まりになっている路線もあります。最近の林業の衰退もあり、林道の意義、定義、告知の理解低下から、通行は一般車両の通行も多くなり、中にはモトクロスのオートバイやラリー目的と思われる車が通行している光景も見受けられます。

林道は山林所有者が用地出し合いの道で一般公道ではないことから、道路標識はほとんどなくカーナビゲーションにも表示されず、道路交通法が適用されることもありません。また、春の山菜採りや秋のキノコ狩りの時期には、林道にもかかわらず長時間駐車して、本来、林業施業中や木材搬出のトラックの通行に支障をきたす事象もあると聞きます。ほかにも林道を利用した不法投棄も多数見受けられ、除去に多額の費用を要し、二次被害を招く場合もあります。林道利用には注意事項の掲示もないことから、今後も、事故、事件が発生する可能性があります。林道の管理は管理者の長と規定しているので、各団体が設置するのが本来ではありますが、林道の一般利用者は管理がどこであるかは関係ないと思われれます。各林道の進入路に統一した掲示板を設置して林道に対する理解を

深めてもらうことも必要だと思われます。また、林道を利用した登山道や植物の群生地、住み着いていることが前提のクマへの啓発や有害鳥獣駆除の案内、不法投棄防止など、町内全域の共通した問題でもあります。林道への通行注意事項、林道全般に理解を深めてもらう意味でも、共通の案内板を掲示して、本来の施業従事者が安心して通行できる林道であってほしいものであります。

そこで、以上の観点から担当課の対応について、以下の見解を問います。

- 1 点目、林道の共通看板の設置はできないか。
 - 2 点目、クマや有害鳥獣への注意案内板は。
 - 3 点目、有害鳥獣駆除中の進入制限の啓発表示板作成は。
 - 4 点目、不法投棄防止の啓発板増設とカメラ設置は。
- 以上です。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 木下議員の1番目、林道に告知の看板設置をの1点目、林道の共通看板の設置はできないかのご質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、本来、林道は林業のために開設されたものであり、森林整備に不可欠で、木材搬出などに大きな役割を果たしております。このことから、共通看板を設置することで一般の方に林道の有する本来の役割を理解していただくことにより、林業従事者がひと安心して業務に集中できる効果があると思われます。しかしながら、町内の林道は大滝山林組合、びわこ東部森林組合、彦根市犬上郡営林組合、そして多賀町の4つの管理主体があり、それぞれの管理する林道よっての特殊性、例えば細原線のようにミツマタの群生地としての観光資源としての活用も見込めることなどから、慎重に管理主体と協議し検討する必要があると考えています。

2点目の、クマや有害鳥獣への注意案内看板についてですが、平成27年5月に樋田地先で発生したツキノワグマに地域の方が襲われたことから、既に町内の主な林道には、クマ出没注意の看板を林道の起点や登山道の入口などに設置し周知をしております。また、滋賀県の自然環境保全課と協力し、町内の6か所にカメラを設置し、ツキノワグマのモニタリング調査を行うとともに、クマの目撃情報があった際には速やかに有線放送や緊急メール配信システムなどを活用し、地域の皆様の安全を確保するために引き続き取り組んでいきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

次に、3点目の有害鳥獣駆除中の進入制限の啓発表示板作成はのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、有害鳥獣駆除業務中の啓発表示板の作成は、周知を行う方法として大きな効果をもたらすものと思われます。有線放送やホームページなどによる事前周知だけでなく、議員の看板設置の提案と同様に、例えば有害鳥獣駆除を実施している場所に見張り役を立てたり、実施時間の見直しなど現地での安全対策も併せて実施する

必要があると考えております。

4点目の不法投棄防止の啓発板増設とカメラ設置はについてですが、林道だけでなく人目のつかない場所においても町内で不法投棄が多々見られるところがございます。このことから、従来から不法投棄が多発する場所については、不法投棄防止看板や監視カメラを設置し防止に努めております。また、町が多賀町シルバー人材センターに委託するクリーンパトロールの業務においても不法投棄防止に向けて取り組んでおりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目の件ですが、林道も町外、また県外へ抜ける林道もあります。また、庁舎の前の駐車場には大きな町内の案内掲示板があるわけですが、そこにも権現谷の林道が、秋の権現谷林道という形で出ております。厳密に言いますと、あそこも町の林道でありまして、非常にやはりアピールすることもいいけども、場合によっては管理に対する負担、責任も伴ってまいります。

課長が今言われましたように、佐目の細原の林道ですが、中央公民館の建設でたくさんのヒノキを山林から搬出した道路でもあります。我々も、あれは上流のほうへ行った上で大滝山林組合の山林だから、大滝山林組合の林道かなと思ってたら、実はあれはびわこ東部森林組合の林道だと、たかが200mぐらいを私有地があるがためにということで、林道の選定といいますか意味、また管理するところも一般的に思うのと実際と違う面もあると思います。その中で、少しでもやはり管理を良くしていく、また多賀町のそういう秋の紅葉の林道散策、またミツマタ群生林、高室山登山道の整備等もろろありますけども、そういうふうな意味も含めまして、私は林道に対する共通看板ができないかということをもう一度再確認させていただきたいというふうに思います。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたように、それぞれの事業主体によって本当に多賀の山奥で林道だけの道もございますし、事業主体も多賀町含めて4組合あるということで、そういった団体に検討するというような話等も詰めていく必要もあるとは思いますが、一応難しい部分もあるということで、最終的に一度声をかけてみてどういうふうな形になるかということもございますけども難しいという、先ほど答弁させてもらったような形で、4団体がそれぞれの林道でございますので難しいと思います。

○議長（竹内薫君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） 確かに多賀町は4団体の林道がありますので難しいことは重々分かるんですけども、やはり利用してる側、我々もそうですけども、ここはどこの林道やとかいうのは関係なしに皆さん通ってるわけですから、そういうような意味も含めまし

て、統一した林道に対する啓発の看板の設置をお願いしたいというふうに思います。

2 点目になります。クマの関係で、最近は少しビデオにも映ってないみたいですが、大君ヶ畑の百々女鬼のほうでは非常に出没の可能性が高いということなんですが、その手前のほうにあります高室山の登山道、また御池岳の登山道に関しましても、クマに対する啓発の看板が小さすぎる、もしくはちょっと劣化してきているという現状は見受けられます。ぜひとももっともっと、やはりどこで出てくるか分からないし、林道を伝って移動距離も大きくなると思いますので、ぜひともそのクマや有害鳥獣の注意看板も設置していただきたいと思いますが、その点についてはもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 先ほどの答弁と少し被る部分もございますけども、ツキノワグマに関しましての看板につきましては、今ほど議員がおっしゃられましたように少し小さめかなと私も思っているところもございますけども、ほとんどの林道におきまして付いてるという状況の中で、どの林道を通っても登山口を通っても注意看板が出てるという状況でございます。劣化状況を今ご意見頂きましたので、また確認したいと思いますけども、あとほかの有害、シカとかいう看板等につきましては、多賀の山の中の林道の話ですのでそこらへいつ出てくるか分からないということで、全体的に見て山にはそういった動物がいてるというようなことで皆さんも通っておられるというふうには認識しておるものでございますので、今、ツキノワグマの看板設置とあとシカとか多いところにつきましては、また考えさせてもらって検討させていただきたいと思います。

○議長（竹内薫君） 木下議員。

○4 番（木下茂樹君） ぜひとも、クマも含めまして有害鳥獣の看板の再確認していただいて、事故のないようにしていただきたいというふうに思います。最近、高室山も御池岳もそうですけども、女性の1人もしくは2人という感じで登山をしておられる方もあります。私も、「できるだけ笛とかラジオとかいうのを持って行ってくださいね。いるかもわからないという前提で登山してください」というふうには言ってるんですけども、なかなかやはり全ての人がそのような対策をしてるわけではありませんので、くれぐれもやはり登山口の入口には設置を再確認していただきたいというふうに思います。

3 番目になりますけども、有害の鳥獣駆除中の移動式の看板、そういうようなものも、今この林道でやっていますよというようなことを掲示していったほうが事故や事件を未然に防ぐ1つの方策ではないかというふうに思うんですけども、もう一度その辺をお伺いします。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

有害に関しましての啓発表示看板等につきましては事前周知をする、先ほども答弁させていただきましたけども、事前周知だけでなく有害するところに見張りを立てて注意

喚起を促すなど、現地での安全対策をもっと検討していく必要があると、併せましてそういう看板等の設置というのが、場所も変わっていきますので、移動式の看板なり、そして見張り役とかそういった形での対策になってこようかというふうに考えております。

○議長（竹内薫君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） よろしくお願ひいたします。4点目の不法投棄防止の啓発の設置とか、また防犯カメラ、その辺についてはいかがなものでしょうか。といいますのは、何年か前にもそのような計画があったというふうに記憶しております。特に町の林道であります御池線、権現谷線、県道上石津多賀線に関しましては、非常にやはり道路もいいという感じで、同じ林道でも2級林道という形で非常に道路状況も良いために、町外だけにかかわらず県外からもそのような不法投棄の可能性も多々あります。それを少しでも防止啓発をするためには、看板設置およびカメラ設置ではないかというふうに思いますけども、もう一度再度確認したいと思います。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

以前から不法投棄の防止看板につきましては、林道の人目につかない場所ではなく平地でも要望があれば看板設置等をさせていただいておるといところでございますし、カメラ設置につきましてもやはり有効な手段というので、また引き続きカメラ設置で監視していきたい、ならびに先ほど答弁しましたように、多賀町シルバー人材センターの方々にも週2回、月曜日と木曜日に回ってもらっておりますので、その方のご協力も頂きながら、不法投棄の防止に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（竹内薫君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） 一般道の不法投棄もあるでしょうけども、私は特に林道の不法投棄に関しましては量も多い場合が多いですし、またそれを回収する場合、特殊な車両の導入とか、また時間を要する場合がありますので、林道の管理をより一層していただきますように重ねてお願ひいたします。

続きまして、大きな質問の2問目に入らせていただきます。

森林環境譲与税の使途はについてであります。

今年度の森林環境譲与税は2,016万円であり、一般会計に歳入となっております。この税は使途を公表しなければならないとなっておりますが、使途は予算書では目の項目に統一されておらず、一般会計の農林水産業費、林業費の中から今年度の新規、増額になった額から推測するしか分からないので、使途の明確な分類は困難を極めています。このような状況で会計検査院が検査に入った場合、使途の分類がスムーズに回答できるか危惧します。

全国の令和2年度における森林環境譲与税の使途は、林野庁のホームページによりま

すと複数回答ではあるものの、間伐整備 72%、木材利用 34%、人材育成 25%、基金積立 18% などとなっております。県内においても、間伐の説明会、現地案内、手続、搬出作業道設置、搬出などと民有林での地主との交渉に時間を要している現状もあります。

本町における林業施策も間伐整備が喫緊の最重要課題と思われませんが、その前後となる境界明確が不明瞭で、隣地・地権者と確認に手間取り、隣地との境界すら不鮮明で理解が得られず、施策が一層遅れる原因でもあります。また、過疎、高齢化、継承の不備などにより、現地山林へ行かなくなったり行けなくなる林業者も多くなり、事業の推進を阻んでいるのが現状であります。林業施策においてどんな事業を推進するにしても、その前提となるのが境界明確化事業と思われれます。本町でも境界明確化事業は推進されておりますが、1 集落 1 年で終わることもなく時間を要している現状があります。このようなペースでは、終了するのに 20 年、30 年ではないかと危惧されます。特に滋賀県は境界明確化が遅れている現状があり、所有者が確定しないと境界が定まらず次への作業工程に進められないことから、境界が分かる継承者、隣地の所有者を伝える方が存命の間に境界を明確化しなければなりません。森林環境譲与税の使途公表が不明瞭な現状から境界明確化事業の早急な推進のため、町内全体の山林航空写真を基にした合成公図を早急に作成して、1 年でも早く次のステップでもある間伐整備、木材利用、人材育成に着手していただき、林業の継承に必要な林業施策を構築していただきたく存じます。

そこで、以上の観点から担当課の対応と方向性について以下を問います。

- 1 点目、森林環境譲与税の使途を目に統一しないか。
- 2 点目、境界明確化への進捗状況は。
- 3 点目、合成公図の早期作成予定は。
- 4 点目、境界明確化の終了は何年後先になるのか。

以上です。

○議長（竹内薫君） 小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 木下議員のご質問ですけれども、森林環境譲与税の使途が分かるように予算科目上の目にまとめてはどうかというご趣旨だったと思います。

森林環境譲与税は、森林の公益的機能の維持増進の重要性を国全体として認識し、森林の整備やその促進をするための施策の財源として、国が徴収し自治体へ譲与されるものでございます。その使途につきましては、森林の整備に関する施策や人材育成、普及啓発、木材利用の促進などの森林整備の促進に関する施策に要する費用に充てることと法律で定められていることから、規定の予算科目に財源充当をしているところでございます。予算の科目区分は、地方自治法第 216 条において、歳入については性質別に、歳出については目的別に区分しなければならないと定められ、施行規則において予算科目区分の基準を設定しているものであります。森林譲与税が目的でなく森林整備促進が

目的であり、その財源として森林譲与税を充当しているものでありますので、目として新たに起こすことは考えておりません。なお、さらに法律では、その使途の内容を決算認定後遅滞なく公表することが義務付けられておりますので、多賀町ホームページで適切に公表をしているところであり、使途が不明瞭な状態になっていないと認識しております。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 木下議員の2番目、森林環境譲与税の使途はの2点目、境界明確化の進捗状況のご質問にお答えいたします。

森林境界明確化事業は、山の所有界を確認し、測量を行い、位置情報を記録し保管することにより後世に伝えていくとともに、森林の所有者が自分の森林の状態を知り、山の施業につなげることにより、森林の持つ多面的機能を維持、発揮することを目的とするものであります。現在の進捗状況ですが、今までに栗栖区、檜崎区、大杉区において実施し、令和3年度では佐目区、入谷区、南後谷区が実施される予定となっております。

3点目の合成公図の早期作成予定はについてですが、合成公図は小字ごとの公図を字ごとにつなげ、登記簿上の所有者を公図上に記載するもので、森林境界明確化を進める上で字の古図や森林組合の測量図面などと同様に大きな手がかりとなるものです。この合成公図は、以前は町にて県の補助等を活用しながら作成しておりましたが、滋賀県にも森林環境譲与税が交付されることとなったことから、現在は県が各市町の要望を受け、合成公図を作成されることとなりました。

当町も県に対して予算ベースではありますが、今年度2,400ha程度の山の合成公図の作成を依頼しております。県に確認しましたところ、予算ベースで1万2,000haの作成を予定されており、これにより県下の人工林のうち70%程度の合成公図の作成が完了するとのことですので、これを基に集落の意向を確認しながら境界明確化を推進していければと考えております。

次に、4点目の境界明確化の終了は何年先かのご質問にお答えします。

ご質問の回答は非常に苦慮するところです。ご存じのとおり、境界明確化を行う上で地域の森林に詳しい方の協力が不可欠となりますが、そのような方が高齢で山に登れなくなったり、また世代交代をされたり、そして山の価値が下がったため山に興味を持つ方が少なくなったりなど、実施を希望される集落でもその進め方について苦慮されているとごさいます。しかしながら、少しでも進めていく必要があることから、区有林や県の治山事業を予定しているところを先行し実施するなど、試行錯誤しながら進めている状況であります。また、多賀町林業ワーキンググループのメンバーから、山の境界が分からなくても集落単位で森林整備に関する合意形成が図れば、本来の目的である森林多面的機能の維持につながるという意見を頂いていたこともあることから、多

賀の森林が健全な状態で後世に引き続けていけるように、こういったことも視野に入れながら様々な角度から取り組んでいきたいと思っておりますので、議員におかれましても格段のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。副町長、私も、できるだけ目にすれば森林環境譲与税の用途がはっきり分かるという意味で、できればと思うんです。先ほども言いましたように、明示しないといけないという前提がありますので、予算書の中で環境譲与税に関しましては、できたら全額これだけだよと、こことこことここにこれが入ってて、それが環境譲与税が充当されてますというふうにしていただけると非常に理解がしやすいかなというふうに思いました。その辺については紹介していただけるといふ前提でもよろしいでしょうか。

○議長（竹内薫君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） 森林環境譲与税の用途につきましては、予算編成時におきまして、産業環境課とのヒアリングの最中に、その用途をどこに充てていくかということは協議しておりますので、予算委員会の折には説明できることとなっておりますので、次期予算、来年予算編成、新年度予算の説明の折には、そうしたことも説明をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（竹内薫君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

2点目の境界明確化の進捗状況ですけれども、先ほども川添議員が言われましたように、もうからない産業は衰退していく一途だということでしたけれども、現状の多賀町の林業を見てますと、もうからないどころか、その大本になる境が分からない、何をどうしてええのや分からないというのが現状で非常に寂しい思いをしたんですけれども、その中で今、3集落が継続中ということなんですけれども、先ほども言いましたように、1集落1年で終わるわけでもございませんので、ぜひともペースアップしていただいて境界明確化が早く終わって施業が進むことをお願いしたいというふうに思います。

それと合成公図に関しましては、私も市町が単独でしなければならないものだというふうに勝手に解釈しておりまして、県が行ってくれるということですので非常に動きが速いと思いますので、ぜひとも我々も協力して境界明確化事業を推進していき、境界の明確な状況から新たな施業の開始をまたしていかなくてはいけないのかなというふうに思いました。

それと1点確認しておきたいんですけれども、境界明確化に関しまして、先ほども言いましたように、西日本は比較的早いのに近畿地方、特に滋賀県の状況が遅いというふうな状況でございます。その件に関しまして、本町はやはり森林面積も広うありますし、また森林環境譲与税の給付額から見ても、高島市、長浜市、甲賀市、多賀町、そういう

ふうな形で非常に多うございます。限りなくその財源を利用して境界明確化の事業を進めていただきたいと思いますけれども、再度、担当課長のほうの今後の計画に関しまして回答をお願いします。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 再質問にお答えさせていただきます。

境界明確化の事業につきましては、集落単位、山を持っておられる方々がその山に集まってもらい集落での境界を決めていただくものでございますので、役場として立ち会うことはございません。集落か森林組合のほうに現在お願いしているところでございまして、うちは補助金を今現在出しておりますけれども、スムーズにまた集落のほうに声等進めていけるようなところは進めていき、何年かかるか分かりませんが、集落の協力なくしてはできませんので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（竹内薫君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） できるだけ1年でも早く境界明確化を進めていただいて、健全な森林をつくっていくのがやっぱり最終的な多賀町の使命でもあるかと思っておりますので、林業に関する推進をますますしていただいて、健全な山林の維持管理にご協力願ひたいというふうに思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（竹内薫君） これをもって、今定例会における一般質問を終わります。

町長はじめ執行機関の職員の方々におかれましては、簡潔明瞭に答弁いただき、厚く御礼申し上げます。長時間にわたり、誠にありがとうございました。

○議長（竹内薫君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

なお、最終日の6月21日は午後1時30分に再開、総務常任委員長ならびに予算特別委員長の審査結果の報告を求め、質疑の後、討論および採決を行います。また、当日、追加議案の上程があれば審査したいと思います。

これをもって散会します。

（午後 2時15分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 竹 内 薫

多賀町議会議員 木 下 茂 樹

多賀町議会議員 近 藤 勇